

第 5 回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成 1 8 年 9 月 8 日（金）

午後 1 時 3 0 分～ 4 時

新宿区立教育センター 大研修室

議 事

1 新宿区民会議提言 章 8 ～ 1 5 について

2 その他

○成富会長代理　ただいまから、第５回の新宿区基本構想審議会を開会いたします。

本日は、卯月会長が私用で欠席です。前回お諮りしたと思うのですが、そのため会長代理の私が会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は４時までの予定になっております。きょうはひとりぼっちという感じで、ミスが多くなるんじゃないかと不安なんです、その点ご協力いただいてご容赦いただければと思います。

出席委員は現在のところ２６名出席されております。委員の半数以上の出席をいただきましたので、新宿区基本構想審議会条例第６条２項の規定に基づき、審議会が成立していることをご報告いたします。

それから、前回、三田委員の方から意見書を提出いただきまして、会長の方から第４回基本構想審議会の後、行われた起草部会でそれについて取り上げて議論するという事になっておりましたが、資料が時間的に十分読み込めなかったこともあり、また、全体の議論の時間との関係もあって、本日、再度、この意見書については意見交換を行いたいと思いますので、その内容については次回審議会で報告させていただきます。意見書について、審議委員の方、前回、資料は配付はしておりますので、もしこれについて何かご意見がございましたら、この審議会の最後に少し時間を多少ですけどとりまして、もしご意見があれば、その場で発言いただければと思います。起草部会での議論の参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配付資料の確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただきました資料といたしまして、資料番号１と右肩についております「区民提言書審議用資料」、これは第　章の中項目８～１５のものでございます。

それから、同じく事前に送付させていただいております、資料番号２の新宿区民会議提言項目一覧表でございます。

次に、本日、机上配付資料を用意させていただいております。資料３といたしまして、区民提言書審議用資料、これは第　章の中項目５に関するものでございますが、配付させていただきます。

それから、区民提言書審議用資料と題しまして、統計データ等の修正・追加という、こちらはＡ４判の縦になってございますけれども、こちらの資料を出させていただきます。

ます。

それから、都市計画審議会の資料、こちらは、昨日９月７日に開催されました都市計画審議会での資料でございまして、基本計画と都市マスタープランの総合化のため、参考のため配付させていただきました。この件につきましては、最後にご説明させていただきたいと思います。

これが、机上にお配りさせていただいているものですが、このほかに、またボックスの中に、本日、区民提言書の資料ナンバー１の中に、最後の方に洪水ハザードマップの写しをつけているんですけれども、ちょっと図が不鮮明でもございますので、ボックスの方にハザードマップの方を入れさせていただいております。

それから、新宿区の概況という黄緑色の表紙の資料集、データ集がございますけれども、それも１８年度の新しいものができましたので、こちらを古いものと差しかえさせていただいております。

それから、新宿区の地図なんですが、こちら新しいのができまして、ボックスの中に入れさせていただいております。

以上でございますが、何か過不足、乱丁等ございましたら事務局までお申し出ください。よろしゅうございますか。それじゃ、よろしくお願いします。

○成富会長代理　資料の方、よろしいでしょうか。

それでは、早速、議題の１番目というか、新宿区民会議提言の　章８～１５までを検討していただきたいと思います。

なお、第２回の審議会で、その　章の子育て、教育分野について、審議いたしましたけれども、人の関係、　章の５という環境教育の推進をするまちづくりの部分が十分議論ができませんでしたので、今回、改めて議論の対象にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料について、追加・訂正等もございますが、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料のご説明をさせていただきます。

資料１、２、３、それから、統計データ等の修正・追加に関して一括してご説明させていただきます。

まず、資料の１でございますが、議題でございます　章の８から１５までの内容について、これまでと同じように現況と課題について、統計データを踏まえた整理と、それから、

区民の皆さんの意識・意向と提案ということで、意識・意向の調査結果とそれから区民会議における提言の概要を整理させていただきました。資料２に関しましては、区民会議のご提言の内容というのをもう少し詳しく提示したものでございます。

それでは、早速、資料１の概要のご説明ですが、まず、統計データにおいて、この分野に関連する現況と課題の観点ということですが、バックデータの４ページ以降に提示をさせていただいておりますが、まず、健康・福祉の分野、これに関しましては、高齢者の人口の比率、これは新宿区は区部平均に比べて、比較的高いと同時に、急激に増加していることがあるということがございます。

一方、医療の状況に関して、特徴的な代表的データとしては、人口当たり病床数ございますが、これは区部平均に比べると充実しております。２．５倍ぐらいの水準になっていると。一方、高齢者福祉に関しましては、その要介護認定率という比率、これが上昇しているという状況がございます。

それから、介護保険サービスの状況としては、施設サービスでは特別養護老人ホームの利用、それから、居宅サービスでは訪問介護の利用が多いと。

それから、今申し上げた特別養護老人ホームに関しましては、その整備は着実に進展していますけれども、現在なお、１，０００人ほどの入所希望者がいるという状況でございます。

それから、福祉事務所における相談件数、これも急増しているという状況があって、要は高齢者にかかわる福祉に関するニーズというのは、全般に増加傾向にあるということがあり得るかと思えます。

それから、生活保護に関しましては、これはご案内のとおり、区部平均に比べて比較的、その比率というのは高いということがございます。

それから、障害者福祉に関しましては、その手帳の所持者数、これが増加しているという傾向があります。

それから、路上生活者の方々にしましては、全国の状況に比べると比較的若い層の人たちが多いというのが特徴ということがございます。

それから、２番目のカテゴリーに参りまして、生涯学習でございますが、まず、これまでに一度ご紹介していますけれども、区民の皆さんの生涯学習活動への取り組みの状況というのが、大体、趣味であるとか健康増進という側面で２割前後の実施というふうになっていると。潜在的な意識も含めて、活動への参加意欲というのは、比較的高いという捉え

方ができるのではないかと考えております。

それから、スポーツに関しましては、スポーツ施設の利用者数というのは、大体微増ないしは横ばい等の状況になってございますが、昨今、この指定管理者制度の導入によって、このサービスの向上というのが図られておりますので、今後はその利用者増ということも見込まれようということかと思えます。

それから、生涯学習に関して、特記として団塊世代の方々というのがあるということでございます。これに関しては、その団塊世代の方々に対する情報提供であるとか、きっかけづくりであるとかといったことが期待をされているということかと思えます。

それから、コミュニティの論点に関しまして、ここで 章の後半関係では、外国人との共生の問題がございます。新宿区の外国人比率が急速に増加しておりまして、その外国人との共生に向けて、ルールを守ることであるとか、他者を認めることといったことが必要というふうにみなしてきてございます。大体、10人に1人が外国人という状況でございます。

それから、住宅、住環境に関しましては、量的には増加傾向にありますが、全般に高齢者のためのバリアフリーの設備を整備されていないとか、老朽化した建物が多い地域があるというようなことで、質の面で問題があるということもございます。

それから、住環境に対する評価としても、独身者層からの評価の高い一方で、子育てをしている家庭からの評価がやや低いという状況がございます。

それから、5番目のカテゴリーとして、防犯、防災に関してでございますが、まず、やはり犯罪に対する不安を感じている区民の方の割合が高い、大体7割ぐらいということがございます。

それから、地域の災害危険度としては、災害に関する危険度が比較的高い地域として区の北東部であるとか、南東部といったあたりが高くなっているという状況がございます。それから、ご案内のとおり、神田川沿いの地域で水害の件といったところが相変わらずあるということでございます。

それと、 の災害対策のところ、2段目の四角のところの記述、ここに誤りがございまして、おわびとともに訂正をさせていただきたいと思えます。2行目の部分の「都市基盤整備区域に多い」という表現ですが、これは震災時の消火活動困難度の比較的高い地域に関する記述ですが、当然、これは「都市基盤の未整備の区域に多い」という表現が正しいということで、訂正させていただきたいと思えます。

それから、この関係で12ページをちょっとお開きいただきたいんですが、今、ご説明させていただいたコメントのもとになっている図が12ページにございます。震災時の消火活動困難度の比較的高い地域はどのあたりなのかを示した図ですが、こちらに関しましては、平成9年3月に作成されたものでございまして、その後の状況の変化等がございしますので、あくまでも参考ということでございいただければと思います。今回の都市マスタープランの作成に当たって、現在見直しを行っておりますので、また、新しい資料がご提供できるかと思っています。

資料の1ページに戻っていただきまして、今度はその区民の方々の意識・意向とご提案という方のお話でございます。

生涯学習に関しまして、この自己の能力の向上ですとか、仕事に役立つようなことというのに取り組むという意識、あるいはできるだけお金のかからないような活動を指向するといった意識が強いというようなことがございます。

それから、総合型地域スポーツ・文化クラブに関連して、その参加者として参加したいという人の4割程度という割合に加えて、スタッフとして運営にかかわりたいという方も、少ないとはいえ、一定割合はいらっしゃるというようなことで、こういう活動に対する意識が比較的、潜在的にあるんじゃないかというふうに考えています。

それから、多文化共生への問題に関して、外国人との交流等に関する参加意向というのも3割前後ということで一定割合見られるということがございます。

同様に、公園を1つ題材にとって、その維持管理に対する参加希望ということに関しまして、2割前後のボランティア、改修プランの作成への参加というようなことで、そういった参加希望が見られると。

こういった生涯学習であるとか、まちづくり活動に対する参加意向は一定割合見られているということでございます。

それから、福祉に関しまして、やはり高い割合で高齢者福祉の充実、あるいは安全、地域の防犯といったことに関して、希望する割合というのは非常に意識が高いということが1つございます。

それから、関連して、暮らしやすいと感じている人が多い一方で、やはり防犯面での不安を感じている人の割合というのが、3割弱、あるいは多少不安を感じている人を含めると、かなりの割合の人が不安を感じているという現実がございまして。

それから、災害に関連して、危険の原因を抑制するために必要なこととして、避難路の

確保ということ。それから、建物の不燃化に対する意識、これが高いというのが意識調査の結果として出てございます。

以上、関連する分野の区民の方々の意識・意向ということです。

この分野の区民会議の提言の項目、こういった構成になっているかについて、これも簡単に恐縮ですがご説明させていただきます。

まず、1点目として、「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」という項目が挙げられております。それから、『「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から』ということで主に生涯学習の関連ですが、柱立てがなされている。それから、「一人ひとりを、人として大切にしていける共生のまちづくり」、こちらは日本人相互が互いに認め合うという観点での柱立てになります。それに対して、次の「外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）」、こちらは外国人との共生を念頭に置いた柱立てということになります。右側に参りまして、「地域に住み続けられる住宅・住環境」の問題と。それから、次の項目として、「公園・公共施設をみんなで育てよう」という柱立てがなされています。それから、次に「安全安心なまちをつくる」という柱立て。こちらは主に防犯の關係の内容が盛り込まれた内容となっています。それから、最後に「災害から、まちとくらしのいのちを守る」と。こちらは災害に対する備えという柱立てとなっております。

以上、区民会議でのご提言の柱立てということになります。

1枚めくっていただきまして、前回と同様に事務局なりにご提言の内容で、こういったあたりがポイントだろうといったところを提示させていただいております。今回、 章の後半は内容が多いので、2ページに分けて整理をさせていただいております。

まず、1点目として、「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」という柱立てについてですが、こちらに関しましては、まずもって自助努力によって、いつまでも健康でいること、これを区民一人ひとりが自覚するということが打ち出されていると。その上で介護が必要な状態になったときには、気兼ねなくだれでも介護を受けられる。こういう環境が重要だという点が打ち出されている点がポイントかと思います。

それから、もう一つ、健康維持のために取り組みやすい施設であるとか、あるいはサービスの提供、そういったものが円滑に提供できる環境ということが大事だという点も、もう一つポイントとして挙げられています。

それから、介護サービスの質の向上を図るための取り組み。これが具体的に情報交換であるとか、あるいは地域の關係した他の交流といった形で提案されたという点もポイント

かと思います。

それから、介護の関係で、介護を受ける本人、あるいはする側の家族の方、その両方の精神面の負担に着目をして、そのために必要な取り組みが具体的に打ち出されているということ。それから、経済的な理由によって、その介護サービスを受けられない人たちに対する配慮もあわせて提言されているという点もポイントかと思います。

それから、2点目として、『「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から』という生涯学習の柱立てですが、この生きがいの大切さ、それによって人生の最期を迎えるときに、このまちに住んでいてよかったと思えるような環境づくりということが提言をされています。

それから、そういった生きがいづくりに向けて、身近な地域における活動の拠点、あるいはそこでの情報の提供、あるいは仲間づくりの支援、こういったことが具体的に提案されているという点がポイントかと思います。

それから、生きがいそのものの価値観というか、何が生きがいなのかということも多様化していますので、そういったことにも配慮した施策というものが大事だという、そういうことを打ち出されているという点もポイントかと思います。

それから、3点目といたしまして、「一人ひとりを、人として大切にしていける共生のまちづくり」ということで、こちらに関しましては、社会参加に関して、お互いに認め合って、だれもがはばまれることなく、むしろ互いに支え合うという考え方、これが打ち出されているという点がポイントかと思います。

それから、社会的にハンディを持つ方に対して、みんなが正しく理解をして、分け隔てなく受け入れるということを具体的な体験に基づいて学べる環境、こういったところが打ち出されている点もポイントかと思います。

それから、新宿区ならではのというのが適切な表現かわかりませんが、ひとり暮らしの方ですとか、ホームレス問題についてもきちんと取り組んでいくべきということも打ち出されている点として重要なポイントかと思います。

次のページに参りまして、今度は「外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）」という論点でございます。こちらに関しましてはよく言われていることですが、外国の方ということで生活習慣の違い、言語の問題もありますが、こういったことでトラブル等が絶えないということで、こういった状況に対して、外国人に対する人権であるとか、社会参加のあり方、そういったことに関して適切に対応していくべきと。具体的には、居

住への総合的な対応、それから、相互理解を深める対応、人権の尊重、社会参画といったあたりの論点を挙げて、具体的な提案がなされているという点がポイントかと思います。

それから、次に参りまして、「地域に住み続けられる住宅・住環境」、「公園・公共施設をみんなで育てよう」という論点でございます。こちらの、だれもが生活する上で不便さを感じずに暮らせる生活環境ということ。それから、住まいの、あるいは暮らしの環境のバリアフリー化という、これもやはり、だれもが分け隔てなく暮らしていく暮らしやすい環境ということかと思います。これに関しましては、ハード面とともにソフト面の取り組みについても具体的な提案がなされています。

それから、公園・公共施設に関しましては、何と言っても新たに施設をつくるのではなくて、今ある施設をうまく活用していく、それを次の世代に引き継いでいくという点が重要であるということと、それを地区協議会等を中心として、その地域の人々の力でやっていこうということが提案されている点がポイントかと思います。

それから、次に参りまして、「安全安心なまちをつくる」という論点でございます。こちらに関しても、その新宿区にかかわるあらゆる人々が、協力し合って環境を改善していくという姿勢。その中で安全安心なまちをつくっていくということを主体的に提案されているということが非常にポイントかと思います。

それから、最後に、「災害から、まちとくらしといのちを守る」という論点ですが、これは災害に強いまちをつくっていくということを、これもやはり、すべての関係者が主体的・自主的に取り組んでいくと、それぞれの役割を明確にして地域ぐるみで取り組んでいくということが打ち出されている点がポイントかと思います。

それから、都心のまちとして、やはり首都直下型の大地震であるとか、都市型の集中豪雨といったことに対しての具体的な対策が必要だということが打ち出されている点もポイントかと思います。

資料1のご説明に関しては以上でございます。

本日の議題について第 4 章の後半部分に関する資料ということで、それ以外にきょうは資料3の方で、先ほどお話のありました 4 章の5番目の項目に当たる環境教育に関して、改めて資料を整理しています。論点というのが中項目、それだけですのでコンパクトにまとめておりますが、まず現況・課題に関しましては、関連する事業として環境学習情報センターに1日あたりの来館者数を載せさせていただいております。こちらはやはりこういった分野への意識の高まりを背景として伸びていくという状況でございます。この環境学

習情報センターにおいては、さまざまな教育プログラムというものが施行されているということでございます。

それから、区民の皆さんの意識等に関しましては、省エネルギーということを1つ象徴的な例として挙げますと、常に生活全般に取り組んでいるという世帯が4分の1、気づいたときに取り組んでいるというようなことも含めると、大部分の世帯で何らかの取り組みがなされていると。事業所についても比率はやや下がりますが、おおむね同様の状況でございます。といったことで、省エネルギーということのひとつの例にとると、区内の区民の方々の意識というのは相当程度高まっているということがひとつ言えるかと思います。

区民会議の提言において提案されている内容としては、環境教育を推進するまちということで、学校教育であるとか、あるいは地域における青少年への教育であるとか、あるいは大人を含めた全般的な地域における人々に対する環境問題に対する情報提供発信、あるいは具体的な仕組みとしてのエコマネー等といったあたりが提案をされています。

提言の内容のポイントとしては、具体的な学習プログラムの提供ということを通じて、だれもが気軽に参加し、実践できるシステムづくりということを提案されているということがポイントだろうというふうに考えています。

以上が資料3のご説明でございます。

すみません、もう少しだけご容赦いただいて、もう1点、資料を説明させていただこうかと思います。最後に、この区民提言書審議用資料の統計データ等の修正・追加というA4の縦の資料でございます。

こちらの1ページ目はこれまでも出させていただいている資料の中での誤りの訂正ということになります。それから、2ページ目以降は前回の審議会で宿題としていただいた追加資料のご要望に対して、統計をご提供しているものであります。

1ページ目の訂正の方でございますが、区民1人当たりの公園面積の推移というページですけれども、これの平成17年度の数値が原典の統計の方に数値の誤りがありまして、実際よりも低い数値になってございますが、3.2になっておりましたけども、実際は3.8ということでございます。

それから、その下の人口1,000人当たりの事故件数、交通事故の件数なんですけど、これは、桁の表記が間違っておりまして、小数点の点が入っていない形でグラフ表記がなされておりました。実際にはそれぞれ、下1桁に小数点が入るという形が正しいということでございます。

ページをめくって、交通事故に関して、当事者であるとか、あるいは類型といった詳細が知りたいというご要望がございましたので資料をご用意いたしました。

まず、2 ページの上段は、それぞれどういう、第 1 当事者と第 2 当事者のどういう組み合わせかという類型ごとの事故の状況でございます。

死者の発生が多い類型というのは、やはり人と自動車事故を起こしたという形が多いと。それに対して頻度が多くて軽いけがで済んでいるケースというのは、車対車ということでございます。

それから、下に参りまして、今度その当事者ごとの同様の分類なんですけど、死者の出ているケースというのは、二輪車ですとか歩行者が被害者になっているということ。それに対して、軽傷の場合はやはりいろんな立場に分散をして、乗用車に乗っている人であるとか、二輪車に乗っている人であるとか、自転車のこのあたり、軽傷になってくると結構な割合が出てくるということでございます。

3 ページに参りまして、年齢層で見てまいりますと、軽傷においては当然のことながら成人、一般の成人が大部分を占めるわけなんですけど、こと死者ということになると、高齢者の割合がずっと高まって、ですから概括的に言いますと、死者というのは重大な事故になればなるほど、立場で言えば歩行者であるとか、あるいは年齢層では高齢者であるとか、弱者の割合が高くなるということになるかと思います。

ご説明は以上でございます。

○成富会長代理 はい、ありがとうございます。本日も大変盛りだくさんで、目安として、9 項目、中項目があるんですけども、大変盛りだくさんですが、審議会の中で活発に議論していただければと思いますが。

それでは、前回、取り残した部分ということで、資料 3 の環境教育にかかわる中項目の部分を最初に議論をさせていただきたいと思います。

これについては、第 4 分科会ですか。もし何かございましたら、ぜひご指摘いただければと思います。

○小宮（徳）委員 第 4 分科会の小宮です。今、ご説明ございましたし、お手元の資料に要件は書いてありますので、時間もありませんので私ども 1 つだけちょっとご説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど資料 3 の右側の方の区民提言書を踏まえた新しい計画における審議項目という提言のポイントがありますが、これに書いてありますとおり、「環境教育を推進するまち」というテーマでまとめております。ちょっと申し上げた

いの、まちを住みやすくするためにという観点で、まずやっていますということ、それから、住みよい環境をつくる時には、環境に関する共通の認識をみんなで持とうよと、そういう世界をつくると、きっと環境に対してのいい方向ができるんじゃないか、というようにために環境教育を推進するんだというのが、どっちかと言いますと基本構想とか、あるいは基本計画の中には、ちょっと申し上げたいなと。提言書に書いてありますので、皆さんご存知かと思いますが、それだけお話しさせていただきます。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。それでは、この環境教育に関して、ご意見がございましたらお願いいたしたいと思います。

○安田委員　安田です。環境教育というのは、いろいろな切り口があると思うんです。例えば、教育のプログラムにおいても家庭からスタートしまして、小学校、中学校、学校教育、さらに企業に行って、企業のそういった部分とか、一般地域の問題とか、いろいろな切り口があると思うんですけれども、私はその出発地点が早ければ早いほどこの環境教育は実効が上がってくるんじゃないかという気がしてならないんです。

そうしますと、家庭においてどのように環境教育をしていくかという部分も、当然、家庭教育の中で組み入れなくちゃならない部分じゃないかなと。それは個々の家庭の事情があるかもしれませんが、例えば、昔は私も母親、父親からよく言われましたのは、御飯粒1つ残すということにおいても農家の方が苦労してつくってんだと。だから残さずに全部食べなさいよとか。ところが最近、孫を見ていると孫の親であります、一緒に住んでますけどよく見ますと子供がよく食べ残すんです。ですから、そういうものには私もかなり注意するんですけれども、親が一向に無頓着なものですから、私は息子たちの教育が間違っていたかなと思って反省しておるんですが、いずれにしても学校では、どのようなそういうとらえ方をするんだろうかというのも非常に興味があります。

全体的に見ますと、やはりいろんな、私は表現は持って、自分自身に倫理と道德というものを少し勉強している中において、倫理というのも環境倫理という部分が、私は今、やはり最先端の分野じゃないかと思います。だから、以前にも申しましたが、それに並行するのが生命倫理かもしれませんが、企業においても環境に違反した企業は、やはり長続きしないと私は強く言ってきた一人でございます。そういう面で、やはり環境教育というものは言葉だけではなく、具体的にプログラムを徹底していかないと、なかなか実効が上ってこないんじゃないかなと思うので、ぜひこれは教育委員会も含めまして、真剣に地域も含めまして、取り組むべき課題じゃないかと日ごろから思っています。

○成富会長代理　　ほかにいかがでしょうか。

○根本委員　　区民の皆さんのいろんな方が、いろんな形で農村と都市の交流ということをやっていますね、既に。僕はそういう区民の皆さんが、自主的にそういうことをやっているのは、非常に大事だというふうに思っているんです。私の周囲でも福島県の会津の田島町と稲作道場とかいうところで、3、4回交流しているとか。いろんなよく見てみるとあるんですよ。

実は私は檜原村藤倉地区というところに、どんぐり銀行というようなこと言って、落葉樹を植えるということやっています。年に3回か4回ぐらい植樹と草刈りに行ってるんですけど。よく見てみると、多摩川の山というのは多摩の山から空気を我々送ってもらっているんですけども、しかし、圧倒的に杉山なんです。50年前まではそうではなかった、落葉樹があった。しかし、戦後の燃料の変化の中で、ほとんど杉山になって、それも去年の花粉症で我々、みんな体験したんですけども、その多摩の空気の恩恵を我々は受けている。したがって、新宿区民のためにも、あるいは我々のためにも多摩の山を再生させるというような、そんなような心意気や取り組みが新宿区全体の中で必要なんじゃないかと。

これ、中央区はことしから、ここに書いてある区民の森をスタートさせました。例えば、檜原村にその区民の森をつくることをやっている。そこは自分たちの区の中に公園をつくらうと思ってもこれ以上できないんだということもあって、中央区はスタートさせたということなんですけど、新宿区は区なりに、もっともっと我々は緑をふやしていくという努力もしながら、なおかつ、やっぱり多摩の山、あるいは農村の山から貴重な恩恵を受けているというような視野、上流と下流というふうによく言いますけども、そんなような観点をもって、自然に取り組んでいくというようなことの視点が、生き方として重要なんじゃないかとか。

そんなようなことから、私、これを見て、区民の森とか、エコマネーだとか、そういうことについては非常にいい指摘だというふうに思って、積極的にこういうことを取り組んでいく必要があるんじゃないだろうかな、こんなようなことを思っていたところです。

以上です。

○成富会長代理　　ありがとうございます。今のご意見は小項目の1に関連するようなご意見だったと思います。

具体的な提言が随分なされているので、もしこの小項目の提案に関連するようなご意見がございましたら、どうぞ。

はい、お願いいたします。

○山下委員 第3分科会の山下です。今、ここで提案されているほかに、2つほど視点的に盛り込んでいただければと思うことがあります。

1つは環境の教育、この区民会議の方の提言というのは、やっぱり、国、区民の自分たちがっていう視点が非常に強いということですが、いわゆる企業活動、事業活動の分野ですね、ある意味でもう一つの環境問題を扱う経験のある人、法律的に企業の、事業者の場合、いろいろなことに縛られているというのはわかっておりますけれども、ただ、日々の事業活動の中では、必ずしも円滑にそれが過ごされているように思えない。例えば、エネルギーにしてもよく自動販売機、一日中24時間ずっと電気を使っているわけですが、あの自動販売機を全部夜間とめて、省電力にすると、原発一個要らなくなるとある本で読んだことがありますけれども、それぐらいのある意味のむだ遣いをしているみたいなことがあるわけですね。ですから、意外と事業活動の中でまだまだ環境にかかわることを、かかわれるようなこといろいろあると思いますので、その辺もぜひ取り組んでいきたいということです。

それから、環境の要なのは、もちろん先ほどの住みやすいということが重要だと思いますけれども、わかりやすい形でいくと、非常に素朴な言い方ですけども、やっぱり美しいまちとか、美しい道路だとか、公園でもいいんですけど、非常に素朴な言い方が実は非常に重要なかぎを持っているのではないかなと思ってまして、それが美しいということで行けば、この環境と、例えば景観の問題ですとか、まちのいろんな例えば、なり方にもかわるんだと思うんです。広がりあるいはつながりが、ほかのこととも強くなるように思いますので、ですから美しいとか、そういった観点も盛り込んだ方がいいんじゃないかなと思いました。

○成富会長代理 はい、ありがとうございます。教育ということに限定されないというか、もうちょっとそれは広がりを持った環境全体の企業の取り組みとか、規制というようなことも出てくるかもしれませんが。

じゃ、お願いいたします。

○久保委員 会長代理の方から小項目ということで言われたので、抽象的になります、具体的なことはおいといて。

小項目の を見ると、提供育成、 が導入、 が開設・設定、 が設置・発信、次が創設、導入、設定というふうに、これだけ見ると室内であり、頭であり、口ですね。具体的

な提案内容を見るとそうではないんですが、具体的内容にそれぞれ乗っかっているように、環境教育のポイントというのは、目で見ると、耳で聞く、手と足を動かして体全体で自分の周りの環境を知るということが一番中心にならなきゃいけないと思うんです。だから、全体を読むと、このことが全部網羅されているけど、ポイントとしては中心をやっぱり、学習も大事だけでも、とにかく活動する、行動することによって、環境教育というのが成果を上げられるんだということを、ぜひまとめの段階で強調いただきたいということだけ申し上げたいと思います。

以上です。

○成富会長代理　教育といってもこう、実践というか、活動そのものを強調するとか、いろいろあると思うんですが、先ほど言ったように、もうかなり時間が押してまして、計算しつつ進めているのですが、もしよろしければ、あとおひとりの方ございましたら。じゃ、鎌田さん。

○鎌田委員　鎌田でございます。時間もありませんので、ちょっと簡単に言いたいです。

一口に、ここで簡単に環境と申しまして、皆さんご承知のとおり、いろんな問題、多岐にわたるものが絡まってくると思うんです。これは他の方でも語られる緑の問題ですとか、公園の問題ですとか、水の問題ですとか、いろんなところでこの環境というのは、ほかの方と、多岐にわたっていろいろ絡め合ってくるという意味で、ここに提言されたことのみで解決できる問題じゃないと私は思うんです。そういうようなものを包含した形でこのいわゆる環境教育というのを、先ほどどなたかおっしゃったように、早い子供のうちからやはりそういうものに関する知識なり、実体験を身につけるということが大事じゃないかなと、こう思うわけです。

単に地域の自然をふるさとなり、そういうところの実体験をするのも結構ですけども、やはり基本的には最終的に私たちが住むこの新宿のまちの環境がどうなのかと、実態はどうなのかと。これ以上悪くしない、あるいはもっとよくしようという原点の考え方に立って、やはりこの環境教育というものを進めていっていただきたいと。都会ですから、やはり私もこの田舎育ちでふるさともありますけれども、そういうものをいろいろ見たり、聞いたり、勉強するのも結構ですけども、やはり私たちの住むこの新宿の実態がどうなのか、そこら辺を原点に立ち返って環境教育というものをやはり進めていくべきだと、私はこういうふう思うんですけど。

以上です。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。個々のプログラム全体の構想に係るものなのかな、大きな考え方の問題かなと思いました。

いろいろあると思うんですが、時間のせいにするのも悪いんですけども、項目が多いので、とりあえず環境教育についてはこの辺にします。

それでは、資料関係2の方ですね、一覧表で言えば資料番号2ですけど、こちらの方に入っていきたいと思います。

最初に主に介護とか生きがいとか、それから共生、障害者とか、そういった問題を扱っていますが、これについては第2分科会で議論していますが、8、9、10という部分がまとまっておりますので、よろしければ、第2分科会、藤乗さん、何かこの資料に補足するようなことがありましたら、8、9、10あわせて説明お願いします。

○藤乗委員　第2分科会の藤乗です。特にこれとって補足することはございません。この資料あるいは区民会議の提言集に書いてあるとおりでございます。ただ、介護とか生きがいとか、それから障害とか、そういうことに関しましては、私たちの身近な問題であっただけにいろいろと白熱した論議がなされまして、ここに一応こういう形をもちまして、提言いたしましたけれども、これですべて論議が尽くされたという形にはなっておりません。まだまだ課題がいっぱい残っていることは確かでございます。よろしくお願いします。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。それでは、各項目について、一応順番に8の「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」というタイトルについて、それに関してご意見ございましたらお願いいたします。

古沢さん、お願いいたします。

○古沢委員　古沢です。ちょっと大きな問題なんですけど、時代潮流のところ、暮らしの安全、安心という問題についての話をちょっと申し上げました。今回の提言書を見ますと、介護とか、生きがいとか、共生といったような、個別テーマについていろいろ詳しく丁寧に討議されて、それは大変ありがたいんですが、総合的な視野ということになると、問題がある。私、個人で考えますと、防災・防犯を除きますと、暮らしの安全、安心ということでは4つぐらいテーマがあるかな、1番が健康、2番が福祉、3番が消費生活、4番が労働環境・雇用環境、そのほかにもあるかもしれません。そして、最初の2つのテーマ、健康と福祉に関しては、現在の新宿区の基本構想で、健康でおもいやりのあるまちという5つの柱の1つにかなり丁寧に取り上げております。中項目が3つで、一番目が心と

体の健康づくり、2番目が地域とともに育む福祉社会づくり、3番目が社会福祉を支える新しいしくみづくり、これはかなり総合的に扱っていますので、ぜひこの現在の基本構想のこの部分を、大筋において継承していただきたい。区民会議の提言書もつき合わせて、それが1つのお願いでございます。

4つのテーマについて、少し個別に申し上げさせていただきたいと思います。

1番で健康の問題、心の健康と体の健康なんですけど、心の健康の問題では、特に扱っていただけたらと思うのは、自殺対策とか、それから自殺者の大変な数が何年も続いております。それから、職場の環境が競争社会というか、成果主義というものを会社で積極的に取り入れるようになって、ストレスが非常に高まっている。それから、ホームレスの問題で、いろんな資料集を見ますと、ホームレスの方の心と体の健康の問題が全然書いていない。私なんかは個人的にホームレスの方は健康の問題が非常に大きな問題なんだというふうに私個人は考えている。それから、体の問題では、食事教育、食育の問題ですね。それから、公害。公害はもう済んだような感じの最近は雰囲気がありますが、とんでもない考え方だというふうに思います。アレルギーがこれだけ広がっているということは、非常に深刻な問題がまだまだ潜在しているし、新しいそういう問題がいつでも起こり得る、そういうことです。

それから、2番目の福祉のテーマでは、つけ加えていただきたいのは、暮らし向きといいますか、特別な配慮として経済的なセーフティネット、安全網について、福祉の中に入るのか、ちょっと別に置いた方がいいのかもしれませんが、特にちょっと考えていただきたい。これは御存じのように、格差の拡大。はっきり言えば貧富の差の拡大というふうに言えるわけなんですけど、国や地方自治体の財政難ということから、非常に今後、さらに経済的な暮らし向きが各家庭も含めて、もっと厳しくなっていくんじゃないかというふうに考えますと、一時的な問題じゃないだろう。増税の問題、医療費の問題、いろんな保険費の負担増の問題、いろんなことが指摘されています。

それから、3番目の消費生活。これは食品の安全、例えば牛肉の問題なんか、あいまいな形で解決しましたが、それから、商品の安全、例えば建築審査の問題とか、エレベーターの問題とか、次々に新聞だねになっております。

それから、4番目の労働環境、雇用環境。これは前に申し上げました省略いたします。以上でございます。

○成富会長代理 はい、ありがとうございます。提言書に必ずしも言葉で記述していな

い部分というか、総合的な部分を含めて、いろんな課題をご指摘いただいたと思います。

今に関連して何かご意見ございますか。

○沢田委員　　今、中項目の８ということで、介護の問題が中心だと思うんですけど、提言書に書いてあることは、先ほど、議論の経過もおっしゃいましたけれども、かなり議論の集中したところではないかと思います。

ただ、先ほど、古沢委員もおっしゃったように、いろんなこの社会の状況の変化というのが、ことしになってから激動していると思うんです。この議論をしていたときよりもさらに介護をめぐる環境というのが、例えば、住民税が非常にことし、特に高齢者のところが上がってきました。そうすると、それが介護保険料にもはね返りますし、それから、それが利用料の上限額とか、そういうところにも全部はね返ってくるので、今、この議論をしてからでも一層そういう状況になっていると思うんです。

それで、特に施設だとかの問題についても、この間も民生委員の方に言われたんですけども、年金の収入だけではとても入れないような金額を用意しないと入れないと。月々２０数万かかる施設がほとんどというか、たくさんありまして、そういうところをやっぱり何とかしていかないと、介護といっても、制度はあっても使えないものになってしまうということが言われておりますので、提言書でもその辺のところは、表現はすごくやわらかい表現になっているかと思うんですけれども、これを基本計画とか具体化していく中では、そういう経済的な面での支援というのを、かなり新宿区独自にいろんなことを考えていかないと、国の制度の中だけでは、大変な事態になっているんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○成富会長代理　　ちょっと関連して、僕は第２分科会の方に参加させていただいていたので、この議論を踏まえた上で、ちょっとつけ加えたことを言えば、新宿区高齢者保健福祉計画・第三期介護保険事業計画という長い計画書が、ちょうど分科会をやっている、いつごろだったかな、ことしの３月にできたということで、法律も改正されて、制度が変わって、かなり大きな変化、特に保険料負担が上がるというようなことがやっぱり一番大きな関心であります。そういったことを十分踏まえてというか、飲み込んだ上で議論できたわけではないんです。今ご指摘あったとおりで、制度が変わり、それに応じた計画になって新しい事業も出来てくるわけですけども、ですから、そういうことを十分踏まえた上で議論ができています。これは計画のあり方というか、基本構想というものが個別の分野別

計画というものを前提にして踏まえた上でつくられるべきという考え方があると思うんですけど、なかなかそうはいかないという現状があって、ですから、この項目の中には、既に介護保険、新しい計画の中に一応盛り込まれたようなものもあるし、いろいろ複雑にあって十分に検討できていません。

ですが、ここに出てくるのは特に区民の方、区民会議で考えた方に限られますけど、そういう方が日ごろ感じておられる実感の部分を今回は出していこうということで、特に介護保険に関しては、制度はできても家族の負担は非常に大きいんだということが強調されておりました。これは別に、サービスを利用しないというのではなくて、サービスを利用しても非常に負担が結構大きいということ、そういったことが強調されておまして、介護保険制度そのもののあり方を問い直すというか、社会保障制度そのものを変えるべきだという意見も出たわけですけども、制度そのもののあり方ということも含めた議論になっていたので、今回、出てきたもの以外にも随分そういったことが議論されたということだけは報告しておきたいと思います。

ちょっと言ってしまいましたが。じゃ、鎌田さん、お願いいたします。

○鎌田委員　鎌田でございます。この８の誰でも、いつでも安心して介護云々とありますが、これ、特に７８ページにある小項目、５番のマンパワーの強化に向けてと書いておまして、この下の方に民生委員や地域の関係者など、第三者による監視や評価、勧告のできるような仕組みを地域レベルで確立すると、こう書いた、私はこういう考え方は非常にいいと思うんですけども、ちょっと話が細くなっちゃうのか、ずれるのかしれませんが、ここにある民生委員とありますけれども、この民生委員というのは、ずっと昔からあるんでしょうけれども、地域の人が実体として、どこのどなたが民生委員なのかよくわからないというような区域もあるんです。

それから、民生委員という人は、民生委員とか民生児童委員とか、これは厚生労働大臣からの委嘱になるんですか、そういう職員なんだろうけど、民生委員とは一体何をする人なのかという認識が、この民生委員自身にも、そう言っちゃ失礼ですけども、一般の人たちにも十分把握されていないんです。その辺の、ひとつ教育というか、具体的なことをもう少し反映させて活動しないと、ただこういうお題目をうたって、マンパワーの強化といっても、私は意味ないと思うんです。いろんな人たちのやっぱり協力や活動で、地域の人たちが安心して暮らせるようにする世の中にしないといかんと、ここに書いてあることは私はごもっともなんですけども、たしか、先月か先々月、区報に民生委員の仕事ですか、

何かちょっと記事が出ていましたけれども、もっとつき詰めて、民生委員というのはどういう人が民生委員になって、民生委員という人はどういう役割を担っているのか。我々地域の住民がいざというとき、民生委員にどういう相談を、何をしたらいいのか、そこら辺の仕組みなりが一般の人たちに広く知れ渡ってないのが、実際、現実なんです。その辺のところをもう少し行政の方もつき詰めて、もう少し考えていただきたいと、こういうふうに思うんです。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。介護にかかわる民生委員という制度そのもののあり方、それはコミュニティの問題というか、かなりそういう部分もかかわってくるご指摘だったかと思います。

津吹さんの方からで恐縮です。

○津吹委員　箆笥地区協議会の津吹でございます。よろしくお願いいたします。

今、関連するコミュニティというところだと思うんです。まさに民生委員も含めてそうなんですけども、地域のコミュニティがどこまで構築されているか、後で出てくる孤独死の問題もそうなんですけども、どれだけ地域のネットワークができているかというところが一番の問題かと。

お恥ずかしながら、箆笥だけではないんですけども、特養ができる、つくろうということとで、特養をつくる計画が新宿区さんの方も中に入られてやったときに、だれが反対したかということ、新しくできたマンションに入られた方々が、物すごい勢いで反対運動をされたんです。我々は住民の代表としてお声がかかったので、町会長という立場で行ったんですけども、話し合いの場にならない、自分たちは高額マンションを買って、この環境と新宿というものを買った、それが隣にそういった施設ができることによって、自分の資産目減りがすると。それをだれが保証するんだ。そういうところまで議論が走ってまして、全く議論にならない。皆さん、やっぱり介護を受けられるまちづくりをしたいと思うんですけども、身近にそういう介護のあれがないと、今言ったようにマンション族の新しい若いファミリーなんかですと、全く介護に興味がない。興味がないというよりも自分に降りかかってくることではないので、全く理解がされないんです。非常に汚い言葉で言うと、要は、今、新宿区に税金も落とさないお年寄りに、何で新宿区が援助をして、我々の税金を使ってその人たちを援助しなきゃいけないんだと。新宿区さんは全く説明のお立場にあっただけなのに、新宿区は何でそういう方々のあれをするんだという、かなり大きな声で、詰め寄っている状態で、全く理解をし合おうとか、今後、自分たちが介護の必要になるだ

ろうから、そういうものを優先的につくろうとか、そのときも主体者ではない新宿区が、あえて新宿区に何パーセントか割当てをもらっておけば、新宿区の区民が優先して入れるとか、区民のためにもやりませんかというお話もあったんですけども、全く個が優先して、公共性というものを全く無視した議論になってしまって、食い違う、話し合いにならない。ましてや、我々第三者が出席する会議には出れないと。個別の対応以外、要は保証問題も含めてということになると思うんですけども、それ以外の話は一切受け付けられないということで、我々もただ、行って聞いただけの人間も罵声を浴びるような状況で、そういうところから、幾ら介護施設を、介護をよくしようとかということ、住民がやっぱりそのコミュニティというところで理解ができないと、町会の加入もそうだと思うんですけども、町会の加入率、特に新しいマンションができている地域との旧町会と、その新しいマンションとのコミュニティが図りづらい。何でだということはいさかいになってしまうという、その辺のコミュニティをまず大切に考えないと、これは介護だけではなくて、いろんな問題にひっかかってくると思いますので、これは行政、地域、一体となって、これから真剣に議論していかなければいけないなと思っております。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。第2分科会でも、これは介護施設にもちろん限られない、実際ある話としては、障害者の、例えばグループホームというような大規模な施設では何でもないので、やっぱりそういうところでもいろいろな地域での抵抗といいますか、反対などが起きると。実際そういうこともあったそうです。ですから、これは身近な施設をつくっていかなくちゃいけないというご提案が随分出ましたが、一方でそういう地域、コミュニティのあり方とかかわっている。それから、マンションの話も出まして、圧倒的な数は新宿の場合、世帯数からいくと、マンション、集合住宅住まいの方が多いわけで、しかし、マンションの方もまたいろんな情報が入ってこないとかいう、個別にはいろいろ不満というのかな、そういったことも述べられておられました。ですから、今、お話になったことは非常にいろんなことにかかわってくる問題だなというふうに感じました。

じゃ、安田さん、お願いいたします。

○安田委員　78ページの6の小項目なんですけども、健康増進、介護予防への取り組みの促進という項目なんですけども、私、日ごろから日本の医療全体に対して、流れは少し予防医学に舵をとり出したなということで、大変、喜ばしい感じを受けているわけですが、おくれればせながら、日本もそういう体制になりつつある。保険制度もだんだんそういうふ

うな形になっていく。

そういう中で、やはり企業とか、例えば、私も外国の企業を見ましても、地下もあるフロア一面にトレッドミルとかいろんなものが置いてあるんです。それで、従業員はいつでも一定の時間が許されて、そこへ行けるんです。そのカリキュラムは、その企業にドクターが3名とか、指導員が5名とか、いろいろあるわけです。企業もそういった部分で、結果的には保険を削減できるという考え方です。

介護保険もそうだと思うんです。やはりここに書いてありますように、健康維持のトレーニングや体操、レクリエーション、云々仕組みをつくると。さらに新しいものもつくるのも大事でしょうけども、現在ある仕組みの中で、私はやはり活用がまだ余りされていない部分が多いんじゃないかなと。例えば、ラジオ体操なんていうのは、昭和3年にできた日本の文化になりつつあるわけですが、各地区のところでやっているわけです。

例えば、ある地区の会場を見ますと、参加が大体100名から150名ぐらいのところの中の参加のメンバーは60歳以上が80パーセント以上なんです。この方々は、30年やってる人もあるし、40年または数年という方もいろいろなんですけども、そういう方々は、やっぱり介護保険が、もう少しどんどん伸びていくんじゃないかなと思います。私の母も86歳ですが、ラジオ体操を今しています。だから、そういった現在あるシステムをもうちょっと整合して、地域に、あるいはコミュニティにもなりますし、そういう部分も含めまして、何か、ただラジオ体操ひとつにしても何の補助もありませんね。ただ少しそういった部分を考えて、いいものに対してはやっぱり区全体を含めて、地域全体も含めて、何か既存のものをさらに充実させるということを考えると、もっとよくなるんじゃないかなと思います。

○成富会長代理 はい、ありがとうございます。

じゃあ、小宮さん、お願いいたします。

○小宮（一）委員 皆さん、それぞれのお立場でおっしゃっておられますので、私は私のやっている中でちょっと述べさせていただきたいと思うんですが、私は地域の高齢者クラブの若手でございますので世話役を長くやらせていただいております。

それで、年に3回誕生会をやっております。約120名メンバーがいらっしゃるんですけれども、この9月24日に8、9、10、11月生まれの方の誕生会をやります。福祉部に助成品をお願いするときに、リストをお出ししています。これは姓名、性別、生年月日、住所、電話番号と入っております。これは、幹部だけでそのリストを持つというこ

とにしまして、その中で何人かずつ１０人ぐらいずつ担当を持ちまして、連絡網をつくっております。その中には、なかなか足が不自由、目が不自由というような方もいらっしゃって、出てこれない方もいらっしゃいます。その中でなるべくそういう方たちを見守ってやろうということをやっておるんですが、前回からなんですが、その会に先ほどありました民生委員、児童委員の方、地域の、４名いらっしゃるんですけど来ていただきまして、お互い心得ている部分がありますので、それを感じ合っていていただいて、民生委員の方と連絡を密にしてやろうというようなことで、ひとつには、やはりコミュニティづくりというのは、自分たちでやれるところをどうやっていくかということじゃないかなと思っております。その上で問題になってきますのは、例えば、今、リストの問題を出したんですが、これは個人情報保護法ということで、今、学校でもリストはできないという、この地域安全と言いながら、矛盾が出てきている部分があります。この辺は区の方と、今後よく話し合って、その辺をどう、オープンにはできないまでももっと有機的にリストを結びつけてということを考えたいと思います。ひとつの参考事例としてお話しさせていただきました。

○成富会長代理 ありがとうございます。それじゃ、野尻さん、お願いいたします。

○野尻委員 野尻でございます。新宿区の高齢者人口推計について申し上げます。審議会の諮問に当たりまして、区長は基本構想の見直しの視点のひとつとして人口にも言及されました。確かに新宿区の将来像におきますのには、１０年後、２０年後の人口推計が大変重要だと思います。特に高齢者の施策に当たりましては、人口推計が基本になると思っております。

そこでなんですけれども、８０ページをいただけますか。提言書の８０ページです。ここに今後の新宿区の年齢別人口推計がございます。これで、まず上です、平成１７年です。団塊の世代と言われておりますのが、５５歳から５９歳の中に入る年齢なんですけれども、その人口、それから、第二次というふうに、今、団塊の世代が第一次です、第二次ベビーブームというのが３０歳から３４歳のところにあたります。そして、新宿区の場合その次の２５歳から２９歳、ここが一番多いんです。人口ピラミッドと言いますか、ピラミッドの形をしてないんですけれども、ここではそういうことになります。日本のと比較いたしますと、日本全体では団塊の世代が一番多いんです、突出しています。その次は第二次ベビーブームなんです。その形とは全く違いますので、特に新宿においては、施策計画を立てる場合に、特徴をとらえて立てていく必要があると思っております。

それで、その次の下の図なんですけれども、平成27年とあるんです。これ10年後ですから、例えば団塊の世代55から59で、これが65から69になるとガクンと減るんです。それから、第二次ベビーブームの30から34、これが40から44、これも減ります。10年後ですよ。その次は、特徴的なのが25から29歳、平成17年の。これが35から39、もっと減少が激しいんです。

そういたしますと、これはどういうことになるかということをやっと想像してみたいんですけれども、団塊の世代が定年になりますと、空気が新宿は悪いから地方に行っていって空気を吸おうと。それでまた、後期高齢の年齢になりますと、新宿区には大きな病院がいっぱいありますから、安心なので戻ってくると。そういう理由づけが無理やりできるんです、解釈として。ところが、この25歳から29歳の若いサラリーマンの最初のころの方が、非常に激減しているというのは解釈ができないんです。そこで、例えば、平成37年、20年後にこの図を置きかえてみますと合うんです。例えば、55歳から59歳の団塊の世代に20歳足しますと、75から79ですね。そうするとこのピラミッドでちょっと出てますね。それから、第二次ベビーブームの30から34も、50から54でいい形になりますね。もう10若い方たちも。ですから、これが間違っているのではないかと思うわけです。それで、そういたしますと、この下のここに書いてありますところで、高齢人口率が21.7%というのは20年後になるのかなと。そういたしますと、高齢者の施策の優先順位とか、それからマンパワーの施策ですね、こういうのも影響してくることなので、どのように考えればよろしいのでしょうか。

○成富会長代理　基礎データが10年違っているんじゃないかという感じですね。これはただ、質問、これをつくった人に聞く以外ないということで、説明できますか。

○野尻委員　国立社会保障・人口問題研究所ですから。

○成富会長代理　それを取ってくるときにどうしたか知らない。ちょっと今、何とも言えません。推計方法そのものがおかしいとかってというのが最近出てきていますけど、今、言ったような団塊の世代で空気が悪いからというので、いい所に引っ越す優雅な人いるかもしれないんですが、行き来できる方もいるかもしれないですし、そういう社会事情というか、そこまで、どこまで考慮しているか、それは随分社会意識とか、経済状況なんかで変わってきますので、多分、そういったことは余り考慮せずにつくっているんだとは思いますが、ちょっとこのデータそのものがおかしいんじゃないかというご指摘だったので、これは後で改めて元のデータ等を調べて、考慮されている正しい推計が出るのかということを確認

したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○野尻委員　はい、いいです。お願いいたします。

それから、もう一つございます。『「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から』のところで、生活の質、Quality of Life ですね、これについて知っている人は知っていますけれども、初めて区民の方の耳に入ったときどうお思いになるか。それから、自己実現というのが 85 ページに入ってますね。

○成富会長代理　まだ、ちょっとあれですけど、そこに入った議論でしょうか。

○野尻委員　お調べいただけたらと思いますので、終わります。申しわけありません。

○成富会長代理　じゃ、一応、うまく進行が行ってないようですが、介護ということに一応話をまず、それを最初にして終わりますので、それに関連のある、関連する議論でほか何かございませんでしょうか。

先ほどちょっと補足しますと、民生委員のお話をされたとき、この分科会での議論は、特にケアマネジャー、それからヘルパーもそうなんですが、実際、介護を受けている人たちの経過から行くと、随分、人によって差があるとか、ケアマネジャー自身のいろんな事情、十分支援ができないような状況があるんじゃないかとか、そういったことを実感として感じられている方が結構いて、それでまあ何とか質を向上させるためには、していただくためにどういうことができるんだろうかというところの趣旨がメインです。ちなみに民生委員の方は随分区民会議にも参加されていて、いろんな面でやっぱり一番の情報源として発言をされていたということは報告しておきたいと思います。

あと、介護に関していろんな介護保険サービスにかかわることが結構多いと思うんですが、こういったサービス面とか、それから、新宿区が保険事業者でもありますし、また、それだけじゃない高齢者福祉施策をやっているわけですので、そういった面で具体的なサービス面とかで何かご指摘なりございますか。あれば出していただければありがたいんですが。

○山下委員　山下です。ちょっとこれ、もしデータがあれば。78 ページの 6 番の健康増進、介護予防への取組みの促進といったことで、介護に関する財源というのは厳しくなっているということ。一方でその予防についてなんですけども、介護を軽減するための、いわゆる住宅の改善というのがございますよね。私、新宿区ですね、介護住宅の改善ということで、一応、技術者として登録しているんですけど、過去 3 年において、実際私がかかわったのは 1 件だけです。昨年、おととしと相談も何もありません。そんなに多く

の方が登録しているわけじゃないので、実体的に少なすぎるんじゃないかなというのがあるって、これ、どれぐらいの介護住宅の改善といいますか、その辺ってされているんですか。

○成富会長代理　じゃ、今の件に関して、住宅改造ということによろしいですか。どなたか。データ集を見ないとわからないですか。ちょっと探していただけますか。後でもしわかれば、後ほどということで。

○山下委員　それで、申し上げたいのは、基本的にこの介護医療の話というのは、ハードの方を改善した方がトータルの社会負担は少なくなるというのは以前からずっと言われてきて、それは国交省、あのとき建設省でしたね。国交省と厚生省の間で随分やりとりがあったというのを聞いておまして、それぞれが出す資料によって全然解釈が違うんですね。ただ、欧米等の事例を見れば、先に手を打ったのはやっぱり住宅問題、環境問題ですね。それを早く打ってたので比較的楽だったと。ところが、日本の場合、高齢化率のスピードが早過ぎちゃって、マスに対応できるような対策打てない、ハードの対策も打てないので。ソフトの方の対策ということで介護保険の方に走ったと。でも、それはやはり限界が、積み上げていくと比較的には、そちらの方のソフトの対策が非常にお金はかかってしまっているんだと思うんです。私も技術者の立場から言うと、そういうふうに私も感じているんですけども、最近では予防のところのハードのところの取り組みというのは、ちょっと弱過ぎるんじゃないかなと思っております。後でバリアフリーとかって出てくると思いますが、結局ここで言ってるのは、例えば、転倒骨折しないよう気をつけるように、意識の向上を図る必要があって、啓発に力を入れると。これ、啓発問題じゃないと思ってまして、すぐに着手すべき問題だと思って、耐震の問題もそうですけれども、もっと身近な話題としてこの問題というのはハードからどんどん手を加えるべきだと思ってますが、そういう意味ではスピードが遅過ぎるなというのは感じています。

○成富会長代理　住環境にも係る問題ですが、家庭内事故というのは非常に多いので、交通事故に近いぐらいの高齢者の事故が起きております。ご提案ということによろしいでしょうか。はい、じゃ、お願いいたします。

○事務局　介護保険課長です。住宅改修についてのお尋ねなんですけれども、住宅改修につきましては、介護保険法に基づく住宅改修と、あと区の一般施策の住宅改修がございまして、介護保険法に基づくものは、手すり等の取り付けなどということで、限度額20万円ということで実施しておりますけれども、平成17年度実績は855件、金額にいたしまして、8,478万余でございます。また、自立支援住宅改修という65歳以上で認定

結果が非該当の方についての件数が7件。また、住宅設備改修ということで、浴槽の取りかえや、洗面流し台の取りかえ等の件数が173件という件数になっております。

アドバイザーということで、基本的にはこれにつきましては、ケアマネジャーが利用者の方の状況を見て、どういったものが必要かというふうに理由書等書いていることが多くて、なかなか専門家の方までのアドバイスを受けてということが実態としては行われていないということがあって、今後そういったことについても、そういう専門性のあるアドバイスについても普及していかなくتهはいけないというふうに認識しているところでございます。

○成富会長代理　　よろしいでしょうか。

じゃ、ほかにこの介護に絡んで、あと時間も押してきましたが、ほかにございますでしょうか。世継さん、お願いいたします。

○世継委員　　小さいことですが、先ほど高齢者クラブの関係でご発言があったようですが、実は新宿区には133のクラブがございます。この実際の目的は、健康・友愛・奉仕という3つの観点からいろいろな行事をやっているんですが、その中でももちろんひとり暮らしの訪問とか、または寝たきりの方とかの訪問も実施しております。これにつきましては、現在、例えばクラブの人間が50名いるとして、実際、動ける方は30パーセント弱です。結果的にこういう健康な人がすべてに参加しているわけでございます。

じゃ、この3つの目的に最終的に何を掲げているのかと申しますと、あくまでも介護予防策としまして、1つは声を出しなさい、1つは体を動かしなさい、この2点に今、非常に配慮しまして実施しております。これには、行政のご指導もございまして、地域とのこれはクラブの会員じゃなく、地域の高齢者の方も含めまして、大いにこれからこういった運動をしようじゃないかということで現在進んでおります。

本当に幅の狭いことを申し上げましたが、この辺を含めて、今後、地域のそれぞれの団体の方、または地区の役員の方等と交流をしながらひとつ運動していくと、こういう目標を掲げておりますので、ひとつご案内させていただきました。

以上でございます。

○成富会長代理　　高齢者クラブに関しては、提言書の中にも若干のデータが載っております。それなどもごらんいただければと思います。

まだたくさんあるはずなんですけど、時間が押してきましたので、とりあえず介護についてはこれぐらいとさせていただきますして、次の9番目の『「生きがい」は誰もが居場所や

役割を持てるまち“新宿”から』というふうに一応タイトルもついている部分、これにかかわるご意見を次にお聞きできればと思います。

○久保委員 の高齢者のIT利用に力を入れる、提言書の85ページにありますけども、パソコン教室などでは、パソコンふれあいサロンのような取り組みで成果を上げて、NPOの事例が大変参考になる、他団体の紹介などを積極的に行っていく必要がある。これはこれでいいです。それと、庶民に直接かわりあるITというのは、高度技術の活用 of 象徴的なもの、これと高齢の進展というのはある意味で反比例するんです。だからこそここでそれをアイテムに使っているのもよくわかる。私ごとで恐縮ですけども、今の世界もですけども、青少年が熱を上げているパソコンゲーム。もう70歳になろうとしている私もこれにはまっちゃって、結構やって、その結果ストレスの解消とか精神衛生上すごく元気になるんですよ。そういう意味では非常に大事なことなんですけど、ここにあるように、ただパソコン教室、新宿内の高齢者の何パーセントがこの教室の開催に来ると思いますか。0.0以下ですよ。さっきから出ている高齢者クラブ133団体に集まる人たちで、実際に動いている人は少ない。例えば、そういう133の高齢者クラブ、あるいは趣味の会で集まっている、自主的に集まっている高齢者の組織、こういう人たちの中に出前教室をもって、パソコンのこういう楽しさ生きがいそういうものをどんどんやっていくぐらいの具体性を盛り込んだ基本構想じゃなかったら、何でも言いますよ、ただ高齢者に対するIT利用の普及活動をする、そのとおり。それだけで終わっちゃったら僕は何にもならないと思うんです。そのことだけを申し上げておきたい。

以上です。

○成富会長代理 この件に関しては、ちょっと僕の方で発言させていただくと、限られた文字で表現するのでこんなになっちゃって、うまく伝わらないかなというところ。この件に関してはゲストを呼んだりして、要するに高齢者がパソコンに取り組むというのは大変なことで、大体、今のマニュアルというのは若者向けというか、そうなっちゃってるわけで、そうじゃない、高齢者の気持ちを十分くみ取ったことをやっておられるパソコン教室というか、そういうクラブの方の話なんかを聞いて、みんななるほどなと思って、ぜひこういう項目をとということで入れました。十分、表現できてないという部分があるかもしれません。今、ご指摘のあった点は、議論の中でも出たことで、それからもう一つは、パソコン、パソコン言うけど、使っていない人も多いんだよという、だからすべてインターネットで情報を流すというようなことだけじゃだめだという意見も、随分出たことはご報告

しておきたいと思います。すみません。

じゃ、ほかにいかがでしょうか、9にかかわる部分で。

じゃ、野尻さん、お願いいたします。

○野尻委員 野尻でございます。先ほど申し上げまして、先走って申しわけございませんでした。

83ページですね、まず、生きがいとは生活の質を高めてくれるものであるとあります。それから、85ページに基本的な考え方の中に、自己実現を図るためにというのが、云々とあります。この生活の質ということ、人間には欲求がございます。生理的欲求もあれば、安全的欲求もありますね、それから、何かとありますけども、尊敬されたいという欲求もありまして、結局あのところに自己実現ですか、そういうことがあると思うんです。その自己実現という欲求が。それがイコール生きがいということになって、その生きがいとは生活の質を高めてくれるものであると。そういうふうな順序立てて聞けばわかりますけども、区民の方にもし生活の質を高めるという言葉を使う場合は、やはり注釈をつけていただいた方がよろしいかなと思います。自己実現についてもそう思います。

それから、86ページ、7項目のボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実のところに、ピア・カウンセリングというのがございます。これにつきましては、ピアですから、仲間同士ですか、これはちょっとカルチャーセンターで2年間勉強いたしましたけれども、簡単にするとちょっと恐ろしい結果になると思います。ですから、若いも一人ひとりみんなを支える気持ちを持って、お互いにピア・カウンセリングをし合おうよというのか、それとも、それなりの資格でしょうか、学んだ方々がピア・カウンセラー当たるのかということも重要なポイントだと思います。やはりそのピア・カウンセリングするには、受容とか共感とか多々ございますので、その辺もしっかりと押さえていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○成富会長代理 いかがでしょうか。お願いいたします。

○大友委員 仲間づくりの核となる地域のコーディネーター、地域の施設についてなんですけども、スポーツ交流会等で新宿区のところでは総合型のスポーツクラブをやっている、これはいいと思いますし、それから、文化的なところにもどんどん、どんどん推進していくべきではないかと思っております。そういう点で、中学校単位とか、学校単位というのは非常に核になるのではないかと思います。今度もうちの中学の方で照明施

設を入れるということで、そういうことから気軽に参加できるような体制をつくっていただけるようなことを提言していただければと思っております。

それと、これもちょっとこういうことを言っちゃいけないのでしょうけども、中学とそれから各四谷地区だとか、地区と学区域との整合性がなくなっちゃっていると思うんです。そこら辺の統合もこれから推進されていくようなことでお考えなようであれば、そこら辺の方も考慮すべきではないかと思っております。

○成富会長代理 最後の方は、学区のことですね。

○成富会長代理 ほかにいかがでしょうか。じゃ、おぐらさん。

○おぐら委員 おぐらでございます。地域の高齢者の方に地域でサービスの受け手でなく、担い手になってほしいということで、新宿区が始めた制度で高齢者マイスター制度というのがたしかありました。特技を生かしていただいて、地域でそれを最大限に活用していただくと。1回、私も行政の方に質問してみたら何人ぐらい登録の数があるのかわからないんですけど、非常に少ない人数だった。なかなか活躍する場がない。例えば、高齢者が集まった中で手品をやってもらうとか、何かそういったような余興的なことが多いと聞いておりました。なかなかそういった本当に退職された方が活躍する場はあっても、登録してくださる方、出てくださる方が少ないと。やはり、それまで一生懸命企業で働いてきて、退職してから地域に溶け込もうというのは非常に難しい。今まで地域活動をしてなくて、いきなり60過ぎから地域活動に参加するのに抵抗を覚えている方が非常にたくさんいるというのを聞いております。だから、そういう方をできるだけ高齢者のクラブや何かで活躍していただこうと思っても、なかなかそういう方がどこにいらっしゃるのかわからない。うちの父も高齢者クラブの会長をしておりますけれども、町内にどこにどういう人がいるのか、先ほどからありますような個人情報保護法のかせで、行政に聞いても教えてくれないと。なかなか誘いたくても誘えない、出ていきたくても出ていけない。非常に矛盾したことがあります。その辺をどうにかここにも基本的な考え方ということでいろいろと書いてありますけど、具体的に、じゃあどうしたらいいのかということをもう少し詰めて考えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○成富会長代理 ありがとうございます。つけ加えると、この問題とは、高齢者の生きがいということだけを論じたわけじゃなく、むしろもう一つは団塊の世代という、いわゆるこの層が地域に戻ってくるという言い方変なんですけど、そうした人にぜひ期待感も非常に大きいというのも、じゃあどうやって地域の中で活躍していただくかというところが、

皆さん関心もあり、議論もなされました。団塊の世代特有の考え方とか意識とか、あるというような議論も出まして、うまく地域デビューをしていただくにはどうしたらいいかなということに議論が行ったんですけど、今お話のあったことは、先を見据えればそういった団塊の世代が地域でどういう活躍の場があるのか、できるのかということにつながるかと思います。そこら辺も含めて、今のご指摘に関連するご意見あればお出しいただければと思います。

はい、山下さん。

○山下委員　山下です。直接、今の言い方ではないと思いますが、実は、私はまちづくりのNPOというのをやっております、地元の方で。その中で実は地域で支え合うということは何なのかとか、どういう仕組みがそのまちらしいやり方なんだろうという議論を半年にわたってしたことがございます。その会合にご出席されていた、年齢的にいうと、70、80の方が多くご参加されて、いろいろお聞きしておもしろかったのは、まず、「高齢者、年寄りっていうのは差別用語である」と。それから、「自分たちを支えてくれるなんて思わないでくれ」と。「自分たちが支えるんだ」と。ですから、「年寄り、高齢者と呼ばないでくれ、それから自分たちを、若い世代が年長者の方々を支えるなんてことは思わないでくれ」と。「そんなことを変に仕組まれちゃったら動きがとれない」という意見が圧倒的で、結論はどこになったかというと、そんなことは要らないと。それで、ここで余計なことは要なくて、この、これのところの具体的な提案内容のところ、居場所づくりとたまり場づくりってありますけど、これ、コミュニケーションをごく自然に年代を超えて、地域の若い子も年齢の行かれた方も関係なしで、ちょこっとまちの中で立ち話ができる、あるいはちょっとした居座る場所があって、そこでだれかが座っているとそこで声をかけ合うとか、そういう場所をつくってくれた方がよっぽど地域を支え、互助にふさわしいという意見でした。ご参考までなんですけど、そういった意見もあると思います。

○成富会長代理　藤乗さん、お願いいたします。

○藤乗委員　ただいまの山下委員のご提案についてですけど、やはりそれについて、私たちの中でも、高齢者クラブとか、高齢者が集まる場所が区で幾つかありますよね、そういうものの活用もいろいろ言われたんですけど、やはりそういうところだけに視点を向けてしまうと、そこに高齢者しか集まらなくて孤立化してしまうと。そこで、このような提案がなされたわけなんです。やはり高齢者って一概に言っても、先ほど来皆さんおっしゃってますように、いろんな生き方をされた方が、何も一定の生き方で年をとったわけでは

なくて、それなりの経験もあるし、いろいろなものを持った方がいらっしゃるわけなんです。それはもちろん若い人たちの参考にもなる。また、若い人たちのいろんな意見をそういう方が聞いて、それで自分のこれからの生活の参考にするとかいう、そういうことでこのたまり場づくりとかがってというのはやはり大きく論議されました。

ですけれども、実際どのような形にしようかというところ、どのような場所をどのようにってところまでは、まだちょっと論議が及びませんでした。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。いかがでしょう、今のことに。

○山添委員　今のお話にあるように、高齢者をどう扱うかということで、大きな違いが出てくるだろうと思うんです。今もお話があったように、高齢者のたまり場所をつくるということは既に高齢者として認定をしているということなんですね。そうじゃなくて、やっぱり社会に貢献をしていただく、積極的な意味合いで高齢者に地域参加社会を支えてもらうと。今、少子化と言ってますけど、今、子供たちが生まれて、社会に貢献できる年齢になるには10年、20年とある。今は現在の社会を支えるのはだれか。現在いらっしゃる高齢者の皆さん。

したがって、おぐらさんが言ったようにマイスター制度を新宿区では知恵を絞ってつくったんだけど、利用者がいない。ですから、もう少し高齢者の意見を聞いて、高齢者が社会にもっと出られるような環境といいですか、そういうものをつくってあげる。ですから、今言った団塊の世代の地域参加の促進と言ったって、いろいろずっとご意見が出ているようにさまざまですよ。中には二度と外に出ないなんていう人もいるかわからない。そういうことで、そういう人たちが社会に出て少しでも生きがいを感じていただく、その人たちが核になって、現在の高齢者の皆さんも、一緒になって出てくる。ですから僕は高齢者クラブというのを、ひとつ脱皮をしなきゃいけないような気がするんです。

父は93歳ですけども、高齢者クラブの監査役をやっている。聞いてみたら、ほとんど動ける高齢者というのは、80以上だというんです、うちのクラブ。なぜ60代が入ってこないのといったら、やっぱりイメージなんですよ。だから、高齢者クラブもイメージチェンジをしていく、60代になって若い人たちが入ってこられるような、そういう高齢者クラブをつくり上げる、これもひとつの僕は大きな課題だろうというように思うんです。

ですから、高齢者の働きを考え、まちの中を活性化させる原動力にしていく、こういう発想でこの高齢者対策というか、これを考えていくべきだろうと、僕は日ごろからそう考えてるんですけど、皆様のご意見とどう違うか、これから論議を聞きたいと思います。

以上です。

○成富会長代理 表現の問題はなかなか難しくて、高齢者という、年をとってきてもいろいろやろうということを考えているわけですけど、高齢者と呼ぶとまたいけないということで、どうですか、シニアなのとか、あとシルバー、ゴールドだとかいろいろ言いますが、表現が難しいということで何かいいアイデアがあればと思います。

すみません、じゃ、川井さん、お願いいたします。

○川井委員 大久保地区の川井です。うちの方では、町会単位で町会にできるだけ入っていただきたい。高齢者の方、実際に若い人は町会へ入って役員になってもなかなか仕事をしている人は出られないんです。それで会社を退職したり、そういう人は、大体、2、3年は町会へ入らないんですけど、2、3年たつとこちらでぜひともお願いして、入っていただくわけなんです。3人ぐらいは入っていただいたんです。1人は銀行員の方、またもう1人は普通のサラリーマンですけども、非常にその人たちも今は生きがいを感じてやっています。ということは、1人、銀行員の方は会計の方の補助をお願いして、もう生き生きしてやっています。また、もう1人は、学校の校長先生のところに私と一緒にいったんですけども、非常に子供たちが登下校、危険なことがあるということで、ぜひ何か町会の方でちょっとお願いできないかということで、その人が率先して、朝8時前に行って現場を見守っている。それで、夕方は非常に危険なところ、そういうところに立って、最初、朝立っているときはサラリーマンの方なんかも、朝一のときは急いで会社へ行くのであいさつもしないで行ってしまう。それをその人が毎日「おはようございます」、「おはようございます」と言ってやっているうちに、向こうから「おはようございます」と、非常に楽しくやっていると。子供さんたちも、こちらで最初は、「おはようございます」と言うと、向こうから子供さんたちからあいさつしてくれるようになって、非常に環境がよくなりました。その人は今、生き生きとして町会に入っています。

○成富会長代理 はい、ありがとうございます。いろんな事例がたくさんあると思いますが、ちょっとまた時間が押して申しわけございません。まだたくさん残っておりますので、とりあえず。

○久保委員 どうしても一言、言っておきたいんです。

○成富会長代理 そうですか、後ということで、すみません、お願いいたします。

○久保委員 先ほどの発言で、言葉足らずで会長代理の言わんとしていることが余りわかっていたけなかったんであれなんですけど、先ほど山添さんも言われたように、僕も気

になって周りの人を見ていると、60代、70代の半ばぐらいまでの高齢者は、高齢者クラブに対して「あんな年寄りの集まりなんかに行けるか」、60代、70代は言いますよ。つまり、今の高齢者の生きがいを考えるときに、現在の高齢者と言われる人たちの意思とか、対応を十分に分析した上で対策を立てないと効果が上がらないんです。だから、水を飲むことがのどの渇きをいやすのは知っていてもそこまで行くという気持ちが出ていないことは、だから、体は元気だけどそこまでの意欲を持っていない。だから、僕が言いたいのは、具体的なことは実感がないから関係ないと言われたけど、そういうことを言っているのではなくて、問題は水を飲んでもらうことではなくて、水辺までどうやって高齢者に行ってもらおうかということが、今の高齢者の生きがい対策を考えたときに、問題点なんだ、本質なんだってということを知っていただきたいということです。

○成富会長代理 それでは、申しわけございませんが、10番目の項目に行きたいと思います。

「一人ひとりを、人として大切にしていける共生のまちづくり」ということで、ここもいろいろな事柄が盛り込まれている部分なんですけども、それにかかわるご意見ございましたらお願いしたいと思います。

はい、鎌田さん、お願いいたします。

○鎌田委員 鎌田です。この章の10の中で、特に私が気になったのは、この92ページにある4番、一人暮らしの孤独死を防止するということなんですけれど、やはり私が思うには、この一人暮らしの人を、今おっしゃられたように老人クラブ、あるいは高齢者クラブ、あるいは地域活動云々、その他の付き合いがありますけども、いわゆる地域の一人として、どういうふうに認め合って、地域の人たちと触れ合いを持たせるかということから始まっていかないと、ただ一人暮らしを見回ってどうのこうのだけじゃ、私はこれはいかんと思うんです。

ちなみに、数カ月前、私どもの方で西落合ですけれども、オンボロアパートがありまして、それがボヤというか、火災で焼けました。消防が来て消しました。そうしたら、中で年寄りが1人亡くなっていました。ところが実際に調べてみますと、そのお年寄りの一人暮らしの方は、その火災で亡くなったのではなくて、火災の起きる、もう10日も前に亡くなってたんだそうです。ということは、ここに書いてあるように、一人暮らしの孤独死をということになるわけですから、そういうようなことのないような体制をとらなきゃいかんという意味で、孤独死を防止するということではなくて、一人暮らしの人をどういうふ

うに地域の人たちが見守ってあげるなり、一緒になって対等におつき合いするなり、どう
いうことを考えた、まあ、ここにはいろいろ同じようにいいことを書いてあるわけですか
ら、その辺のところを伴って、一人暮らしの人とどういうふうに地域の人たちの中に溶け
込ませて、つき合わせていくかということ、その辺が僕は一番大事なところだと。最終的
にはそれは人間亡くなるわけですから、孤独死で知らない、死んじゃったなんていうこと
のないようにしないといかんわけですが、やっぱり孤独死以前の問題を重点的に、
やっぱり僕は一人暮らしの人に対して考えるべきだと、こういうふうに思うわけです。

以上です。

○成富会長代理　はい、藤乗さん、お願いいたします。

○藤乗委員　これに関しましては、この一人暮らしというのは、ただ単に一人暮らしと
いうことではなくて、もちろん地域の人たちが、高齢者クラブ等の人たちが誘いに行ったり、
それから、自治会の人たちが何かの行事に参加してくださいとか言っても、どうしても
出てこれない、孤立してしまう。あらゆる手を使って、地域の方とか、区の方で働きか
けても、どうしてもこのように孤独になってしまう人の対策として立てたものでありまし
て、すべての一人暮らしということではありません。

○成富会長代理　ちょっと補足しておく、今、言われたとおりの議論になってたと思
うんです。鎌田さんがおっしゃられたとおり、孤独死を防止するというこの書き方になっ
ていますが、これはだから、そういうことにつながるような原因というのは、やっぱり
社会的なきずなが切れていって、もうちょっと進んで、今、ふれあい生き生きサロンとか、
新宿区内でも随分ふえてきましたが、そういったところに結構来られる方はふえていま
すが、一番問題なのは、誘っても出てこないとか、関係ないよ、でも、はたから見ると生
活実態として非常に孤立化していて、問題が起きそうだなと感じられるような方が結構
いるという話から始まりました。

ですから、おっしゃられたことは分科会でも随分議論になったし、もっと進んで、どう
やったら出てきていただけるか、さっき、水の飲み場の話がありましたけど、生き生きサ
ロンにどうやって連れてこられるのみたいな、そういう話も随分やったことは、ご報告さ
せていただきます。

はい、安田さんお願いします。

○安田委員　安田です。91ページの1のさまざまな社会的ハンディについて、体験的
に理解する機会の創出というのは、これは大変重要なことだと私、個人的に思います。

まず、最初の方に幼稚園とか保育園、小・中学校の段階からということ、この部分も本当に実際、現在やっている学校もあるかもしれませんが、もう少しやはり、その体験学習というものを徹底していくべきじゃないかなと思います。

私も企業にいたときは、新入社員、6カ月の研修期間の中で体験学習は必ず入れておりました。そうしますと、体験した後の感想というのはかなり違ってきます。例えば、目が不自由な方の体験をしたり、歩行困難な方の体験をしたり、そういった機会というのはいろいろございますので、そういうものも含めて、教育の場であり、企業の場であり、地域の場であり、そういうものがつくれば、本当にもっと理解が深まってくるんじゃないかなと。ここはぜひ実現したらいいもんだなと思ってました。

○成富会長代理　ほかにいかがでしょうか。沢田さん、お願いいたします。

○沢田委員　先ほど資料の中で、障害者のところで、人口の中での比率も上がっているというグラフも出ているんですけども、障害者といったときに、ここでは身体障害者とか、知的障害者とかしか数字が上げられていないんですが、今、精神障害というものが非常に先ほどの古沢委員のお話ではないですけども、いろんな社会や状況の変化の中でふえてきていると思うんです。今、法律的にも単障害ということで、制度の1つにしていこうという動きもある中では、そういう問題もきちんと位置づけていく必要があると思ってまして、特に精神障害について、今まで福祉という観点が非常に薄かったということが指摘されてきました。

それで、ここにも、提言書にも若干は触れられているんですけども、今、障害者の問題で言えば、自立支援法が通ったために、非常にこの制度が激変をしまして、ある意味、さっきの高齢者の介護と同じような問題が起こってきているんです。このときはまだ施行されていなかったと思うんですけども、今、実際に始まった中で、障害者にも今までほとんどサービス無料で受けられていたものも、原則1割自己負担という問題が起こってきていることや、いろんな制度が大きく変えてきている中で、そのところをどう自治体、新宿区としてとらえて支援をしていくのかという視点が、非常にこれから大事になってくると思います。自治体ごとにいろんなばらつきというか、アンバランスも今、生じているんですが、新宿としてはやはり福祉のまちというのを強調していくべきだろうというふうに思います。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。ちょっとまた補足なんですが、自立支援法については随分出ましたというか、特に障害をお持ちの方とか、あるいはその家族の

方とかの一番の関心事は自立支援法で、サービスメニューとかっていうよりは、やっぱり負担の問題ということですね、そこら辺が一番議論はされたんですけど、実際、まだ動き出したばかりだし、十分資料もない中で、検討できなかった。むしろそこを議論していただきたいというか、取り上げていただきたいというのが分科会からの要望としては出ておりました。それをつけ加えさせていただきます。

障害をお持ちの方の問題とかというのは、この部分で扱ってきたわけなんですけど、何かほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これも障害者福祉計画、新宿の場合、そういう名前の法定の計画なんですけど、それも自立支援法ができる以前の段階で見直されたものが今ある、個別サービスについてはそれに盛り込まれているんですけど、そういったものを求められて、十分議論するということがやっぱり必要だなと、それがなかなかできなかったんですけど、それは分科会での反省点として私は感じております。

はい、どうぞ。

○山添委員　ここで言う「共生のまちづくり、ともに生きる」とありますね。障害者だからといって、余りハンディを強調することによって逆差別になることがある。したがって、やっぱり受益者負担じゃないけれども、受ける者に対する健常者も障害者も同じように負担をしていくというぐらいの思いがないと逆差別になる。だから、共生というのはお互いに痛みを感じ合うということだろうと僕は思うんです。その上で今言ったそのハンディというものを考えてあげる。

先ほど学校での教育という問題で、確かに三つ子の魂は大事なことなんでしょうけども、問題は大人ですよ。百人町のときにそういうことが多く出た。それから先ほど津吹さんからお話があったように、砂土原町であった、みんなその先頭に立ったのは大人ですよ。したがって、やっぱりここで大人の教育、なかなか難しいかわからないけれども、そういった意識を変えていく。だから、余りハンディを強調することによって、逆差別になって抵抗を受ける。そうじゃない、僕は障害者の皆さんと接するときには、常にそれを申し上げる。

「甘えちゃいけないよ」という話をするんですが、ですから、そういう意味で共生のまちづくりというのは、非常に厳しい言葉だと僕は思うんです。ともに生きるって格好よく見えるけども、共生ですから。ですから、そういう意味で僕らはそのハンディというものに対する意識をもう一遍考え直さないかん。私自身も今考え直していこうというふうに考えていますけども、そういう意味で区民会議の皆さんは議論をされたと思いますけど、ぜひその辺を、まず大人から直さないかんという、これをあえて申し上げておきたいと思うん

です。

○成富会長代理　　ありがとうございます。じゃ、最後で。

○沢田委員　　今、山添委員の重要な問題提起だったと思うんですが、私、受益者負担という考え方ですが、障害者の方たちというのは、みずから何か、本人が悪くて障害になったということではないと思うんですけれども、ハンディを背負いながらも実際に生活をしていくために必要なサービスというものがあると思うんです。それを受けるのが何か受益という、益を受けているから、それに対して負担しなさいという考え方が本当にいいのかどうか、その辺のところは理念的な問題にもなってくると思うんですけれども、そこは慎重にきちっと議論をしていく必要があるんじゃないかと、私は決してすべての何かサービスに対してすべて受益者負担で何でも少しずつ皆が負担するんですよという考え方が必ずしも正しいと思っていないので、そのことはちょっと言っておきたいと思います。

○成富会長代理　　大きな問題で議論すべきことだとは思いますが、ちょっと議題がほかにもございますので、とりあえず 11 に関しては、以上で一応終わりということにさせていただきます。

次に、11 番目の「外国人と共生する豊かなまちづくり」の項目に入りたいと思いますので、これに関してのご意見を。じゃ、とりあえず分科会で議論されたということで。

○高野委員　　第 6 分科会の高野です。本日、審議の参考にしていただくために資料を、第 1 章の 11 と 14 の資料を用意しましたので、配付してよろしいでしょうか、会長代理。

○成富会長代理　　はい、じゃ、お願いいたします。

○高野委員　　じゃ、お願いします。

行き渡りましたので、この資料は、提出の趣旨としては、この冒頭に書いてあるように、第 1 番目には提言書提出以降に、もう少し議論を深めて、実際にかかった事項の調査検討、最新情報の把握とその提供ということを挙げています。

それから、もう一つ、2 番目には提言の表現として、現行の基本構想、基本計画、実施計画が挙げられている体系とつぎ合わせた上で、現行体系に対応した政策体系という形で表現して、審議会の審議を効果的に進めていただきたいと思います。

それで、お手元の資料を 1 枚めくっていただきまして、とりあえず、これは「外国人と共生する豊かなまちづくり」ということで、A4 の横になっているのは、太いのが、下線というか、点線の部分が現行の基本計画と、それから、構想と基本計画と実施計画。枠組みが太いのが新たに今後いろんな形で取り組みの方向性のラインについては、今後の方向

性を議論いただくための具体的なイメージを掲げて補足しました。それから、あと真ん中の取り組みの方向性というこの事項がありまして、それに伴った流れとして、第6分科会の提言の譲れない具体的な項目というのがございます。この中の見えない部分は、こういう中のこういうものがあるんだということの説明をつけて、それには優先度や重要度をちゃんと入れて提出しています。そんな理由をもって、一応こういうふうに示しましたので、よろしく審議のほどお願いしたいと思います。

○成富会長代理　資料に後に出てくる安全安心のまちをつくるの資料も同時に入っております。それについては、また後ほど追加資料ということで、それも踏まえて、見ながらになりますけれども、この外国人との共生という部分に関する委員のご意見をお願いしたいと思いますが。じゃ、津吹さん、お願いいたします。

○津吹委員　津吹でございます。よろしくお願いいたします。

外国人との共生、これ国際化の中で避けては通れない、まして一番新宿というのは外国人が多いまちでございますので、避けては通れない部分なんですけども、私も留学生の保護団体NPOとして内閣府から認証をいただいてやっているんですが、留学生の大半、中国、韓国がふえてきていると。その中でその留学生の方々はやっぱり、日本に留学するために多額のお金を出して、だから逆に言うとそれをもうけて帰らなければいけないという使命感というのか、逆にいい意味でも悪い意味でもそういう非常に強い意識がありまして、その難しさ。犯罪と紙一重みたいなところもある種生活するためにはしょうがないんだというようなところもあるように聞いております。その留学生に文科省が10万人計画を一昨年に達成して、今では少なくとも12万人、正確な留学ではない、おもての留学ではない人間を考えると2万人以上ではないかと言われている状態の中で、どう対応していいのかという、ものすごい私ども、いろんなNPOと手を組みまして、留学を考える会というのをつくっているんですけども、ものすごい難しい問題で、ここに手をつければいいのかという問題でもない。また、その留学に限らず海外から来られた方、少なくともこの間、大久保でやはりお子さんがいる、日本に来てなじめなくて、学校になじめなくて、結果、年下の子供を階段から、上から突き落としてというような事件が起きている。多文化というのは非常に難しいところがあって、親は自分たちが生活するのが精いっぱい、子供の教育まで十分に目が行き届いているかというと、なかなかそこまでやっぱりできない、生活するのが精いっぱいというところが、まだまだあるもんですから、ここを踏み込むのは、踏み込まなければいけないんですけども、非常に難しい課題が多過ぎて、議論がし尽く

せないところがあるんじゃないかなと。

これはもう行政だけができることでもないですし、地域だけができることでもないですし、これはやはり東京都も文科省、留学に対しては文科省でありますけども、外務省と横断的にやっぱりこれをやっていかないと、決してうまくいくものではない。東京都と新宿区で歌舞伎町の一掃をやりましたけども、あれが引き起こしている問題というのはやっぱり、裏では反面、中国人に対する差別だとか、逆にそれがどこかで反発で出てるとかいう問題がやはり聞こえてくるところがありまして、結果、目に見えるところは成功しているから、すべてが成功しているかというところではないもんですから、ここについては非常に慎重に議論を重ねていただきたいと思っている次第でございます。よろしくお願いします。

○成富会長代理　ほかにいかがでしょうか。安田さん、お願いいたします。

○安田委員　先ほど共生という言葉、それから文化という言葉、これはまた議論すれば長くなる言葉ではないかと思うんですけども、単純に共生というのは、やはり100年前から生物学者が共生という言葉を出して、現代的にはWinWinの関係である部分だけが共生ではないわけで、やはりパラサイトも共生の1つだというくらいに、共生というのはいろんな種類があると思うんです。その中で、ここに使われているのは、お互いにWinWinの関係をいかにつくっていくかということだと思うんですが。

ただ、私はまず前回の部分にも文言としてありました排除論から受容論へという部分、これの私は言葉としては理解できるんです。しかし、一般的に理解できても、その前提というものがどうもやっぱりシステムなり、いろんなルールなり、そういうものが明確にしていけないと、ただ受け入れるだけがいいというもんじゃなくて、むしろフランス方式であって、トラブルが起きるかもしれない。でも今、重要なのは、やはり郷に入ったら郷に従えという部分ぐらいの強さを持って、やはりこの地域のルールなり、我々日本人の文化が、そういうものの理解をまずしてもらうというのが先ではないかなと。それからお互いに文化の交流が始まるんじゃないか。

じゃないと、今、先ほど留学生という問題は、確かに正規なルートの方が多いかもしれませんが、多分その他大勢という部分が、いろいろ大きな問題がありはしないかと私は思うんです。留学生にしても、ビザを向こうから受けるにもいろいろ偽装をして入ってくるとか、いろいろチェック機能がまだ日本は脇が甘い。そういうところも含めて、やっぱり法規制というものと、それから正規に受け入れる者に対して、やっぱり受容論という

ものをどんどん出していくという、そういうことがシステムとしてなければ、私はこれは単なる絵に描いたもちに過ぎないし、現実にはどんどんその地域の人が違和感を感じていくと。いつの間にか軒の下をとらえてしまうというような感じがしてならないのが、一般の方々の感情的な部分じゃないかなと私は思います。

柏木地区協議会での地域の方々のアンケートの結果、これはアンケートですけども、外国人に対する不安とか、いろんな安心安全の部分を含めて、この部分というのはかなり高い意識を持っておられる。これは、間違っている部分もあるかもしれませんが。でも、現実としてはそういった部分というのが、特に、昔から住んでいる方々の気持ちというものは、やっぱり現実としてはあるということは、いつも忘れてはいけないんじゃないかなという気がしてるんです。

○成富会長代理　　いかがでしょうか。じゃ、野尻さん。

○野尻委員　　野尻です。外国人に対して不安を解消するためにも、先ほどの資料、そういった資料、第6分科会ですね、そこの譲れない具体的な項目の5、外国人代表者会議を設置、これは非常に重要であり、一日も早く立ち上げていただきたいと思います。

やはり、新宿におきまして、もう仲間ですよ、外国人というのは。そのくらいの意識を、こちらの意識を変えていかないと、もう新宿はやっていけないと思うんです。ですから、こういう会議を立ち上げて、お互い理解して前に進まないともう先ほど来でているご意見もありますように、いろいろな思いの方いらっしゃいますから、1つの施策だと思います、この代表者会議を立ち上げるの。お願いいたします。

それから、100ページ、区と区民が10年後、20年後の新宿区を担う子どもたちの地域育成を促すため、日本人と外国人がともに協力し合うとか、これは今のところなんですけれども、96ページ、コミュニケーション形成の障害として、「日本人は異なる文化や習慣と交わる体験が少ないため、多様性の受容、多文化共生の理解が不十分です」と。これはやはり早いうちにした方がいいと思います。

8月の第3回の審議会の折でしたか、私、平和教育について申し述べさせていただきました。ここで戦争に対する平和だけではなくて人権とか、多文化共生、国際理解を進めていただきたいと。学校教育の現場で進めていただきたいと申し上げまして、区の方も恐らく英語を通しての多文化というか、異文化理解ですか、それをしていとおっしゃると思うんです。そういう方針があると思うんです。それはそうでしょうけれども、やはりひとつ非常にそう思いますのは、外国人のお子さんたちが非常に多い学校、はっきり申し上げ

て、大久保小学校ですけれども、学校の選択制ですね、小学校から地域の中でのものもありますけれども、それによって、その外国人が多いということで非常に皆さんがはっきり言って逃げていくということを聞きます。これでは、幾ら一緒に理解しようとか、共生し合おうと言っても、区のそういう選択制ですかね、それがネックになっていると思うんです。その辺をちょっと考えていただきたいと思います。

以上です。

○成富会長代理　全く司会進行の下手際というか、余りにも課題が盛りだくさんで、とても私の能力ではこの短い時間に全部さばくことは不可能です。それで、あと残り時間が15分ぐらいということになってきているわけですけど、きょう、これを全部とにかくやったことにするっていうんじゃなくて、多少、次に影響してしまいますが、課題を残して先送りにするというようなことにさせていただきたいと思うんですけど。ですから、今、外国人の問題がまだあって、あと1つ、2つやって、とりあえず残りは次回に先送りにするというようにしたいんですが、とりあえずその点はご了承いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○成富会長代理　はい。じゃ、鎌田委員、お願いいたします。

○鎌田委員　鎌田です。「外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)」とありますが、これは私はある意味ではここにうたわれて、皆さんが議論されたことは非常に大事なことで、基本的には尊重したいと思うんです。ただし、これはある意味では新宿区だけで解決できる問題ではないものもあると思うんです。東京都なり、あるいは国家的な意味で考えて、議論していただかないとだめなものもあると思うんです。

ちなみに、私はかつて現役で仕事をしている時分に、中国へ行ったり来たりしているときに日本へ来ていた方で、私どもの仕事の通訳をしてくれた女性がいたんです。その方は東京の大学4年生で通ってまして、非常に優秀な方で、日本語がマスターできて、立派な方だったんです。その通訳をされていた女性が、大学を卒業するときに、たまたま私のところを頼って「日本で就職をしたい」と、「どこかいい会社があったら世話をしてほしい」ということで頼まれて、私もない力と足でもってあちこち八方を尽くしたんですけども、なかなか就職ができませんでした。できないと、その女性は今言うように学校のビザが切れると中国へ帰らざるを得ない。就職できれば、ビザも伸びて日本で生活できる形になるらしいんですけども、そんなようなこともあって、やはり今言うように、就職できなければ、帰る人もいれば、あるいは不法滞在者でその辺をうろうろする怪しげな仕事をする

とか、いろんな妙な形に派生するんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の実態よくわかりませんが、これは半分私の相談なんですけども、その辺を踏まえて、この外国人と共生するということの原点は、やはり我々新宿区における部分的な問題もさることながら、やはり東京都なり、国のひとつの施策として、これは考えていただくようなこともひとつ提言してお願いしたいと、こんなふうに考えるわけです。

以上です。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。あと、いかがでしょうか。もうお一人ぐらいご意見があれば。じゃ、川井さん。

○川井委員　大久保地区は、一番外国人と接する場所なんです。特に、百人町、いぶき町会。いぶき町会というところには大久保小学校があるんですよ。そこは生徒さんは外国人の方が多いいんです、現在。それで、ここのまちとしては共存、共栄を図ろうと言って、協議会の副会長さんに韓国広場ってあるんです。そこの社長さんを副会長さんになっていただいて、それでお互いに融和しようというわけで、いろいろとお祭り、また、防災訓練なんかを外国人の人も一緒になってやっていこうと。それで、外国人と一緒に仲よく、融和を図っていこうとそういう努力はしているわけなんです。

○成富会長代理　じゃ、あともうお一人、小宮さん、お願いいたします。

○小宮（一）委員　今、皆さんからいろいろお話があって、私も実は第6分科会でこの問題を皆さんと一緒に議論をしてきたわけですが、この問題について、おっしゃいますように非常に問題が複雑で、多様な問題があります。したがって、譲れない具体的な項目の中の1番目に、行政の区の中にいわゆる専門部局を設けていただいて、それで総合的な行政サービスをこの問題を区民と一緒にやっていただきたいと、こういうことでここ1番目に書いてございます。

以上です。

○成富会長代理　専門部局とは担当課みたいなことを。

○小宮（一）委員　担当課でも済まない問題もあるのかなと思うんですが、具体的にどうやったらいいかというのは、これ、いろいろ議論があるかなと思います。

○成富会長代理　はい、わかりました。

時間の関係でもうちょっと次の項目には行けない状況になりました。随分取り残して、会長に怒られると思うんですが、12とかユニバーサルデザインとか、卯月会長のご専門ということもあるので、これについては、12から以下、次回先送りにしたいと思うんで

すが、ちょっと先ほどの資料で１４番の部分の資料が配られましたので、やはり配られたときにご説明いただいた方がいいかと思うんで、ちょっとご説明だけもしあれば、この資料に関する、読めばいいってことならそれでいいですが。いいですか。じゃ、これは譲れない項目というのも同じように入っておりますので、これは次回資料で読んでいただくということにしたいと思います。

きょうの項目については、これまでどおり、十分、述べられなかった意見等ございましたら、提案カードそういったものにご記入の上、私にいただければ意見のひとつとして、扱わせていただきます。よろしいでしょうか。

きょうの議論した項目の中で、何かこれだけはというと、またたくさん出てくるかもしれないんですが、１人だけということで限定で。

○安田委員　先ほど来、強調していますけども、私は受け入れるべきものは受け入れるということがあるんですが、その前にというのが常にある。それは、やはり１００ページにも書いてありますように、超過滞在などの対応より先に多文化共生という部分を持ち上げてますけども、これは大変難しいと思うんです、多文化共生という部分は。文化なんていうのは何百年かかって出来ている部分があるわけですし、生まれてからいろんな習慣・種族も違うので、むしろ我々住民の声を聞きますと、やはり一番不安を感じているのは、安全安心の部分。そういう中で外国人というものがどうしてもちらついてくる。不法滞在の取り締まりをもっと強化してもらえないかと、今、新宿、歌舞伎町にも来ておりますけども、効果が実際はあらわれているんですけども、もう少し、やはり受け入れるものと排除すべきものを、もっと両輪で強化していかなきゃいけないと、私は思ってますので、ぜひその辺の区別をお願いしたいと思います。

○成富会長代理　項目の１１と１４は結構重なる部分があるというようなご意見だったかと思いますが、そういったことについては側面からもしご意見がほかにあれば、また次回以降お出しいただければと思います。

とりあえずきょうの議論は、この辺にさせていただきたいと思います。

まず、前回、三田委員の方からご提出いただかれた意見書に関して、これから起草部会で改めて議論させていただきますが、これをお読みになって何か、ご意見なりございましたら、この場でお出しいただければと思います。

○根本委員　根本です。私は三田委員のこの意見に全く賛成です。ですから、区民会議の皆さんとか、地区協議会の皆さんが情熱的にこれだけ議論して定義してくださった、そ

れを超えるぐらいの情熱で、我々がやっぱりこの中で、我々が成長したというぐらいの審議会にぜひして、いい基本構想をつくっていきたいというふうに思いますので、全く賛成します。

○成富会長代理 安田さん。

○安田委員 私も全くあのレポートは同感なんです。ですから、これからの運営、その他も含めて、非常に継承すべきことじゃないかなと、私も勉強させていただきました。ありがとうございます。

○成富会長代理 はい、高野さん。

○高野委員 私は第6分科会の高野で、ちょうど三田委員は私どもの学識委員です。私たちの気持ちを本当に理解してもらって、うれしいです。大いにやってください。よろしくお願いします。

○成富会長代理 はい、沢田さん。

○沢田委員 私も三田委員に代弁をしていただいたような気持ちでありますが、特に私は都市計画審議会と両方出てます。きのうも都市計画審議会がありましたけれども、きょう配られたこの資料のほかに、都計審の今の都市マスの現状と、それに対して、じゃ、区民会議からどの程度、今後それに対する合致するような意見が出ていたのかという、この表も出たんです。そうしたらやっぱり専門性ということもあるせいだと思うんですけども、それにこの該当する区民会議の提言の部分がすごく少なくて、あと、地区別のまちづくりの問題についてはこれが出てますので、ある程度地区別まちづくり方針については、各地域ごとにかなり議論していただいていると思うんですけども、ただ、すき間がいっぱいある。そここのところを、どうこの区民参加でやっていくのかなというのが非常に不安に感じまして、その都市マスと、この基本構想と、一緒の計画でするんだというところでますますどうしていくのかなと今感じましたので、こここのところをぜひ起草部会の方でもご議論いただきたいと思います。

○成富会長代理 よろしいですか。あと何かもし具体的なご意見、多岐にわたったと思うので、その中の特に具体的なこの項目とかで何かご意見ございましたら、今のはかなり具体的だったと思うんですけど。よろしいでしょうか。じゃ、またこれは改めまして、あと起草部会でもまた議論させていただきます。

それでは、先ほど冒頭に配られた資料の中に、都市マスタープランにかかわる資料がございます。これのご説明をお願いしたいと思います。

○事務局　都市計画部のまちづくり計画担当副参事の橋口と申します。

時間がないですけれども、昨日の都市計画審議会で議論しました都市マスタープラン改定の視点と都市の構造について、簡単にご説明させていただきます。お手元の資料を1枚めくっていただきますと、都市マスタープラン改定の視点ということで、7つの視点を出させていただいております。内容的に非常にたくさんあるんですけれども、1番目が「人口構成や居住階層の変化に対応したまちづくり」。人口減少ということではないですけれども、外国籍の区民の方がますますふえていくだろうと。そういった中で将来的にも新宿区に人が住み、子どもを育てられるまちにしていく、そういったまちづくりを位置づけるんだと。

それから、2番目が「区民が安全に安心して住み続けられるまちづくり」。だれもが安全で安心して防犯を含めたそういったまちづくりという視点を位置づけております。

それから、3番目が「地域の個性を育て創りあげていくまちづくり」。新宿区民が、区民だけではないですけれども、新宿を訪れる人も含めて、地域に愛着と誇りを持てるヒューマンスケールのまちづくり、そういった視点を位置づけております。

4番目が「歴史や文化、環境や景観を次世代に継承していくまちづくり」。区民の記憶に残る歴史・文化や自然環境、そういったものをまちの基本として次世代に継承していきたい、そうしたまちづくりを位置づけております。

それから、5番目が「持続可能な都市　新宿を実現するまちづくり」。次の世代の人々、そういった人々も心豊かに安定的に生活の質を維持できる、そういった社会の実現、そういったサステイナブルなまち、新宿というのを実現するまちづくりという視点を位置づけています。

それから、6番目が「多様な創造型産業を育てるまちづくり」。新たな創造型の産業として育つことが可能な基盤整備、地域の人々や来訪者と交流しながら産業が育つまち、そういった新宿という視点も必要だろうというのを位置づけております。

それから、7番目が「区民、NPO等と協働して進めていくまちづくり」。これからのまちづくりは区民が主役だろうと、NPOや企業等と行政が協働でまちづくりを進めていくというような7つの視点を都市マスタープランの中で位置づけていこうという議論をさせていただきました。

それを受けて2ページ目が都市マスタープラン改定の方針ということで、3つの方向性を出していこうということで考えております。

1番目の方向性が「新宿区に蓄積されてきた多様性をいかしていく」。それは具体的には

新宿駅周辺を国際的な賑わい交流を創造する中心とする。今までの業務商業にプラスして、緑豊かで快適なアメニティの中心であるような新宿駅周辺、そういったことを考えていこう。2つ目は、3つの駅周辺の業務商業地を賑わい交流の中心として育てる、具体的には高田馬場、四谷、神楽坂、そういったところについては、地域の個性を生かした魅力ある質の高いまちに育てていこう。3番目が新宿区は成り立ちの経緯として、東西方向に発展してきたわけですが、東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びつけるということで、明治通り、地下鉄13号線の工事をしてありますけれども、そういった南北軸というのも1つ大きく位置づけていこう。そういった案が1番目の方向になっております。

2番目が、「まちの記憶を発掘し再生して未来に引き継いでいく」。これについても2つありまして、資源の発掘や再生により地域の個性をつくっていこう。それから、新宿区の骨格を形成する水辺と緑の充実を図るということで、新宿区の外周を構成する水と緑の環、その整備を位置づけていこう。

それから、3番目が「個性ある地域の集積により個性ある新宿を創っていく」ということで、具体的には地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となる。それから、2番目がそれぞれの地域が相互に連携する仕組みをつくると、そういった形で都市マスタープランをつくっていききたいということで、その次のページになります、4ページ目に、新たな都市構造の考え方ということで、それを具現化したものとしての都市構造図というのをしております。この説明は時間かかってしまうんですけども、基本的には平成8年の都市構造を引き継ぎながらも、今申しましたように心の部分では国際創造の心、新宿区周辺と生活交流の心、今まで生活中心といった部分の、その間に高田馬場や神楽坂や四谷といった中間的な賑わい交流の心というのを位置づけております。

それから、軸としては、今までは広域業務商業軸と、生活軸という2つの種類があったわけですが、それもやはり3つの種類ということで、大きな軸としては東西の新宿通りを中心とする軸、それプラス明治通りの南北の軸というのを位置づけて、それを賑わい交流軸というふうに名づけております。その次に都市活動軸という、これは放射5号線、6号線、7号線、環状の3、4、6号線というような主要な道路を都市活動軸で位置づけております。また、その下に地域活動軸という三層のレベルで構成される軸というのを位置づけております。

それから、3つ目に環ということで、水と緑の環、新宿区の外周を構成するような水や

緑の環の整備というのを位置づけております。その中に7つの都市の森というものが入るだろうという大きな構成になっております。

以上、簡単ですけれども、都市マスタープランからの説明です。

○成富会長代理　はい、ありがとうございます。これは都市計画審議会でこれをもとに議論しているということですよね。ですから、先ほどご指摘あったように、これを一体化するということなので、急になかなかイメージが、非常に考えるのが困難なところもありますが、やっていくということに決めておりますので、皆さん。

○久保委員　実は私、昨日これを初めて審議会で提案されて言ったことがあります。口幅ったい言い方して申しわけないんですけど、皆さんの基本構想審議の参考になればということで一言いわせてもらいます。

今、副参事から説明があったこの都市マスタープラン改定の視点というのが7つ挙がっています。多面的に最低限必要な新宿区の都市としてのあるべき姿は載っています。でも、この中から1つの新宿区の将来像のイメージが沸いてこないのではないかと。例えば、アメリカの例で言えば、ニューヨークを経済都市とみて、ワシントンを政治都市とみて、あるいはマンチェスターを工業都市だと、あるいはロサンゼルスを文化文芸の都市だ、芸術の都市だというふうなイメージが新宿に沸くんですかって聞いたんだけど、でも、僕は結論として新宿区の置かれた立場からしたら、それは無理だろうと。新宿区は観光都市なんて言たって始まんないし、ほかに商業都市と言っても始まらない。それなら新宿区は少なくともイメージとして、位置からして東京の中心にあるんだから、都庁の膝元なんだから、首都東京の中核都市として、あらゆる公共の発展を目指して、それをバランスよく調和を保った、そういう中核都市というイメージを目指したらどうですかという意見だけきのう申し上げました。

どうぞ皆さんの基本構想審議のご参考になれば。本当に口幅ったいことを言って申しわけありません。以上です。

○成富会長代理　ありがとうございました。それでは、またいずれ議論がさまざま出てくるかと思いますが、とりあえずきょうは内容としてはこれまでにさせていただきたいと思います。

あと、ちょっと起草部会に関しては、第1回を開きましたが、ひとつは計画の構想をどうするのかということと、それから、区民提言をどういう形でうまく盛り込めるのかというところで議論を始めましたが、なかなか難しいばかりで、継続してきょうも議論をする

ことになっております。ですから、報告に関しては今後、次回の審議会で多分、その議論の内容についてはご報告できるかと思いますが、一応、計画だけお伝えしておきます。

今回は、お手元の資料にあると思いますが、ちょっと時間はあきますけれども、10月4日の午前10時から、時間が変わっておりますのでご注意ください。区役所本庁舎5階大会議室ということで、時間・場所等、違いますので、ご確認の方をお願いいたします。

それから、開会通知とあるいは資料に関してはまた次回までにお送りいたしますということです。

じゃ、ちょっと時間が過ぎて申しわけございませんでした。これにて、第5回の基本構想審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。